

岐阜県多文化共生推進基本方針

平成24年3月
岐阜県

問い合わせ先など

- ・岐阜県多文化共生推進基本方針については、下記までお問い合わせください。

岐阜県総合企画部国際課地域国際化担当

(平成24年4月以降 岐阜県商工労働部観光交流推進局国際戦略推進課地域国際化係)

〒500-8570 岐阜県岐阜市藪田南2-1-1

TEL: 058-272-1111 (内線2354) FAX: 058-278-2603

電子メール: c11129@pref.gifu.lg.jp

- ・岐阜県多文化共生推進基本方針は、岐阜県庁ホームページからダウンロードできます。

<http://www.pref.gifu.lg.jp/kensei-unei/seisaku-plan/kensei-shuyo-vision/kokusai/tabunka.html>

目 次

1	岐阜県多文化共生推進基本方針の改定について	1
(1)	改定趣旨	1
(2)	基本方針の性格	2
(3)	対象期間	3
(4)	施策の公表	3
(5)	基本方針の改定	3
2	外国籍県民の概況	4
3	分野別の現状	13
(1)	コミュニケーション	13
ア	地域における情報の多言語化	13
イ	日本語学習	13
(2)	教育	14
(3)	労働	20
(4)	生活	27
ア	医療・保健	27
イ	福祉	28
ウ	防災	30
エ	居住	31
オ	生活安全	33
(5)	多文化共生の地域づくり	36
(6)	まとめ	37
4	課題	38
(1)	教育	38
(2)	労働	38
(3)	生活	39
5	目標及び今後の方向性	40
(1)	目標	40
(2)	今後の方向性	40

6	今後の施策	41
(1)	コミュニケーション	41
ア	地域における情報の多言語化	41
イ	日本語学習	41
(2)	教育	42
(3)	労働	43
(4)	生活	43
ア	医療・保健	43
イ	防災	44
ウ	居住	44
エ	生活安全	44
(5)	多文化共生の地域づくり	45
ア	地域社会に対する意識啓発	45
イ	外国人の自立と社会参画	45
7	施策の推進体制	46

1 岐阜県多文化共生推進基本方針の改定について

(1) 改定趣旨

岐阜県は、県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」の実現を目指すため、平成19年2月に「岐阜県多文化共生推進基本方針」を策定し、これに基づき多文化共生推進施策を進めてきました。

(経済状況の悪化と外国人の減少)

前回の基本方針が策定された平成18年度は、岐阜県経済は名目、実質ともにプラス成長になり、また県内就業者数（総就業者数）は平成17年度から増加しました。その後、平成19年度は、県内就業者数（総就業者数）は増加したものの、岐阜県経済は名目、実質ともにマイナス成長になりました。平成20年9月のアメリカのリーマン・ブラザーズ破綻をきっかけに、金融不安が金融危機に発展、世界同時不況に至りました。結果として、岐阜県経済は、平成20年度及び平成21年度は、名目、実質ともにマイナス成長になりました。また、県内就業者数（総就業者数）は、平成20年度1,041,022人（対前年度比5,536人減）、平成21年度1,027,849人（対前年度比13,173人減）となり¹、外国人の雇用にも影響しました。外国人は、県外からの転入者の減少、県外への転出者の増加などもあり、平成21年に減少に転じました²。

(定住化の進行)

在留資格別でみると、「永住者³」資格を持つ外国人が増え続けています。平成18年12

¹ 岐阜県（統計課）「平成21年度県民経済計算結果（確報）」によります。

² 岐阜県（統計課）「岐阜県人口動態統計調査」によります。県外との転入・転出には、外国との移動及び移動地不詳を含みます。外国人の県外との転入転出差をみると、昭和60年以降転入超過が続いていましたが、平成21年に転出超過に転じてから、減少幅は縮小しているものの、3年連続で転出超過となっています。一方、外国人の自然増減数をみると、平成21年以降は、3年連続で増加しているものの、増加幅は縮小となっています。

・外国人の県外との転入転出差（県外からの転入者数－県外への転出者数）〔前年10月1日から当年9月30日までの計〕
平成20年1,156人（15,239人－14,083人）、平成21年△4,825人（10,958人－15,783人）、
平成22年△3,170人（9,636人－12,806人）、平成23年△1,200人（10,465人－11,665人）

・外国人の自然増減数（出生数－死亡数）〔同〕
平成20年348人（450人－102人）、平成21年276人（369人－93人）、
平成22年247人（331人－84人）、平成23年211人（307人－96人）

なお、法務省「登録外国人統計」による外国人登録者数（岐阜県）（各年12月末現在）も、平成21年に減少に転じています。（図1及び表1参照）

³ 在留資格「定住者」（法務大臣が特別な理由を考慮し一定の在留期間を指定して居住を認める者）の在留期間は、3年、1年又は3年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間です。在留資格「永住者」（法務大臣が永住を認める者）の在留期間は、無期限です。

月末現在で最も多かった在留資格は「定住者」でしたが、その後減少し、平成22年12月末現在で最も多い在留資格は「永住者」になりました。また、「永住者」と「定住者」を合わせた在留資格者の割合が上昇しました。

依然として厳しい経済状況の下、就職の見込みのない外国人が日本での生活を断念し、帰国する一方、日本に残ることを決意した外国人が多くいます。今後、日本での暮らしが長期に及んだ結果として、このまま老後を日本で迎える外国人の増加も予想されます。

(今後の方向性)

教育及び労働面を中心として、外国人が長い将来にわたって日本に生活しつづけることを前提とした施策が必要となっています。特に、経済危機の際、多くの不安定な雇用形態に就いていた外国人が、日本語ができない等の理由により失業し、経済的に困窮した人や生活保護世帯が増加したことを踏まえ、同様のことを繰り返さないためにも、当事者が自覚し、日本語学習や職業訓練に取り組むことを促していくことが必要です。一方、外国人児童生徒についてみると、学校の授業を理解し、確実な学力を身に付けることにより、進学できるようにするとともに、安定的に日本で就労できるよう支援していくことが求められています。また、外国人が長期に日本で暮らしていくためのセーフティネットとして、生活上の重要な課題(生命や財産等)に対する不安の軽減に行政として取り組んでいく必要があるといえます。

(「日系定住外国人⁴施策に関する基本指針・行動計画」の反映)

国は、平成22年8月に「日系定住外国人施策に関する基本指針」を策定し、平成23年3月には、同指針に基づき各省庁が実施する施策をまとめた「日系定住外国人施策に関する行動計画」を策定しており、それらを県の基本方針に反映させる必要があります。

本県は、このような外国人と彼らを取り巻く状況の変化や国の基本指針等に対応した施策を進めるため、今回「岐阜県多文化共生推進基本方針」を改定することにしました。

(2) 基本方針の性格

本基本方針は、本県における多文化共生を推進するための目標と方向性を明らかにするも

⁴ 日本人の子孫として我が国と特別な関係にあることに着目してその受入れが認められ、我が国に在留する、ブラジル人、ペルー人を中心とする日系人及びその家族を指します。

のであり、個別分野の施策は、これをもとに進めていきます。

また、本基本方針は、日本語によるコミュニケーション能力を十分に有しない外国籍県民や日本国籍取得者を、主な対象としています。

なお、基本方針の改定にあたっては、平成23年度を中心に、県の多文化共生推進施策を行っている関係部局が、外国人の現状と課題について、下記の個人及び団体からヒアリングを行ってきました。本基本方針では可能な限りヒアリングのご意見を反映することに努めました。

岐阜県多文化共生推進員 ⁵ 、岐阜県外国籍県民会議 ⁶ 委員、一般県民（外国籍県民を含む）、国の行政機関、市、市国際交流協会、市教育委員会、公立学校、ブラジル人学校、外国人自助団体、企業、医療機関及びその他団体

（3）対象期間

本基本方針が対象とする期間は、平成24年度から平成28年度までの5年間とします。

（4）施策の公表

本基本方針に基づき、外国人と彼らを取り巻く状況並びに課題を把握しつつ、毎年度の施策（具体的な事業）を検討するものとします。施策は岐阜県庁ホームページにより公表します。

（5）基本方針の改定

外国人と彼らを取り巻く状況の変化と新たに発生する課題に対して的確に対応するため、本基本方針対象期間の最終年度にあたる平成28年度を目途に改定を行います。

⁵ 岐阜県知事が委嘱し、行政と外国人の橋渡し役を担っています。

⁶ 岐阜県における外国籍県民の意見を県の施策に反映させることを目的として設置しています。

2 外国籍県民の概況

外国人は減少する一方で、定住化が進行

県内の外国人登録者数⁷は、昭和63年は11,218人（うち「ブラジル」の登録者数は81人）でしたが、改正出入国管理及び難民認定法⁸が施行された平成2年以降、増加傾向で推移し、平成20年に57,570人（昭和63年の約5倍）となりました。また、「ブラジル」の登録者数は、平成19年に20,912人となりました。

外国人登録者数は、平成21年に減少に転じ、平成22年には48,461人（対平成20年比9,109人減）になりました⁹。中でも「ブラジル」の登録者数は、減少が大きく、平成22年は14,515人（対平成19年比6,397人減）になりました。

国籍別でみると、前回の基本方針が策定された年度において（平成18年）は、「ブラジル」が外国人登録者数に占める割合が37.5%と最も高く、次いで「中国」（28.9%）、「フィリピン」（13.4%）の順でした。これに対し、平成22年は、「中国」が外国人登録者数に占める割合が31.7%と最も高く、次いで「ブラジル」（30.0%）、「フィリピン」（17.6%）の順でした。

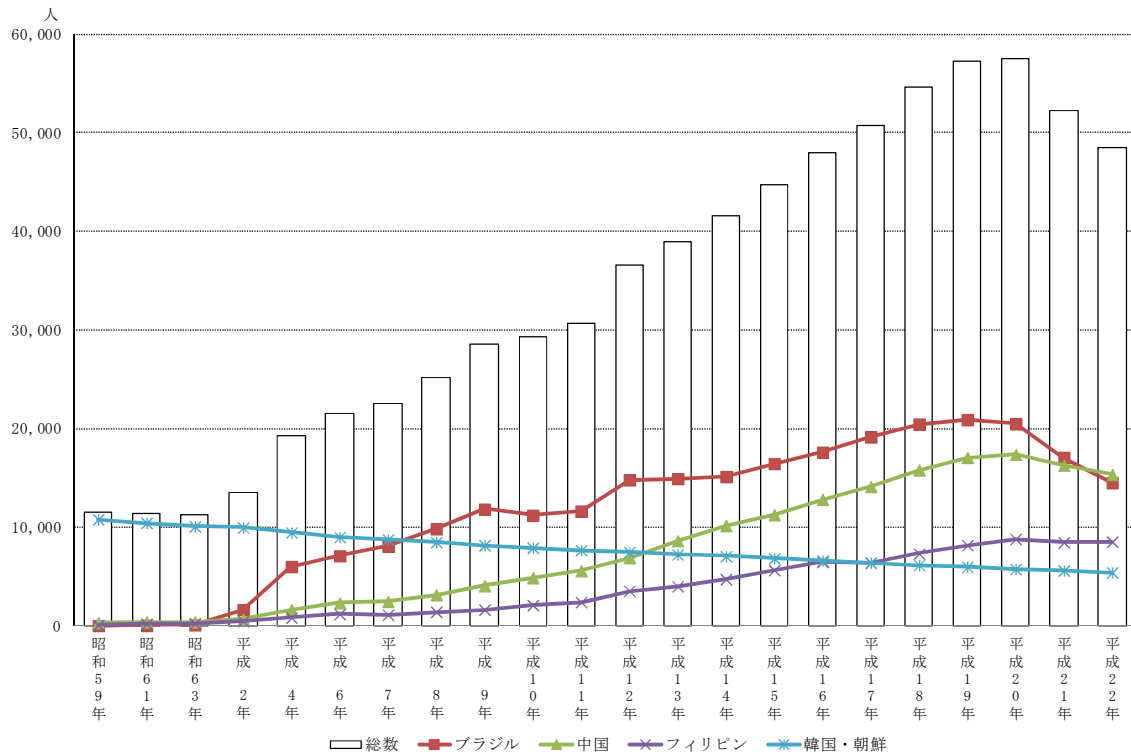
平成2年以降の国籍別の推移をみると、「ブラジル」、「中国」及び「フィリピン」は、増加傾向が続きました。その後、「ブラジル」は、平成20年に減少に、「中国」は、平成21年に減少に転じました。「フィリピン」は、平成21年に減少した後、平成22年に増加に転じています。「韓国・朝鮮」は、平成2年以降毎年減少しています。（図1及び表1参照）

⁷ ここでは各年12月末現在の数

⁸ 平成元年の改正により、日系人とその家族に就労制限のない在留資格が付与されました。

⁹ 平成23年の外国人登録者数（速報値）は47,375人です。

図1 国籍別外国人登録者数（岐阜県）



(注) 各年12月末現在 (出典) 法務省「登録外国人統計」

表1 国籍別外国人登録者数（岐阜県）

	昭和59年	昭和61年	昭和63年	平成2年	平成4年	平成6年	平成7年	平成8年	平成9年	平成10年	平成11年
総数	11,458	11,364	11,218	13,498	19,264	21,488	22,548	25,219	28,499	29,250	30,677
ブラジル	19	37	81	1,643	5,998	7,096	8,073	9,829	11,818	11,202	11,619
中国	307	382	391	693	1,633	2,319	2,463	3,139	4,063	4,874	5,592
フィリピン	79	187	248	477	822	1,192	1,107	1,409	1,641	2,092	2,406
韓国・朝鮮	10,789	10,432	10,075	9,968	9,453	9,001	8,764	8,483	8,172	7,914	7,667
ベルー	8	3	8	86	485	732	759	743	750	779	806
ベトナム	12	10	4	6	6	16	184	275	550	798	906
その他	244	313	411	625	867	1,132	1,198	1,341	1,505	1,591	1,681

	平成12年	平成13年	平成14年	平成15年	平成16年	平成17年	平成18年	平成19年	平成20年	平成21年	平成22年
総数	36,595	38,970	41,545	44,678	48,009	50,769	54,616	57,250	57,570	52,241	48,461
ブラジル	14,809	14,925	15,138	16,449	17,596	19,152	20,466	20,912	20,481	17,078	14,515
中国	6,915	8,627	10,156	11,258	12,816	14,112	15,810	17,069	17,385	16,284	15,340
フィリピン	3,541	3,999	4,718	5,643	6,463	6,384	7,314	8,176	8,804	8,465	8,521
韓国・朝鮮	7,488	7,238	7,053	6,832	6,606	6,383	6,169	5,971	5,758	5,598	5,411
ベルー	818	866	898	938	968	1,042	1,112	1,185	1,144	1,054	978
ベトナム	1,039	1,045	988	972	820	871	846	954	1,013	883	888
その他	1,985	2,270	2,594	2,586	2,740	2,825	2,899	2,983	2,985	2,879	2,808

(注) 各年12月末現在 (出典) 法務省「登録外国人統計」

在留資格別でみると、平成18年は、「定住者」が13,670人で、全体に占める割合が25.0%と最も高く、次いで「永住者」(10,272人(全体に占める割合18.8%))の順でした¹⁰。これに対し、平成22年は、永住者が増加し、定住者が減少した結果、「永住者」が15,841人で、全体に占める割合が32.7%と最も高く¹¹、次いで「定住者」(7,643人(同15.8%))の順となっています。また、「永住者」と「定住者」を合わせた在留資格者の割合は、平成18年の43.8%から平成22年の48.5%に上昇しています。(図2、図3及び表2参照)

平成22年について、在留資格別・国籍別でみると、「ブラジル」は、「永住者」が8,562人(全体に占める割合59.0%)、「定住者」が4,510人(同31.1%)で、「永住者」と「定住者」を合わせた在留資格者の割合は、90.1%となりました。「中国」は、「技能実習・研修・特定活動」が9,341人(同60.9%)、「永住者」が1,805人(同11.8%)となりました。「韓国・朝鮮」は、「特別永住者」が4,827人(同89.2%)、「永住者」が336人(同6.2%)となりました。(表3参照)

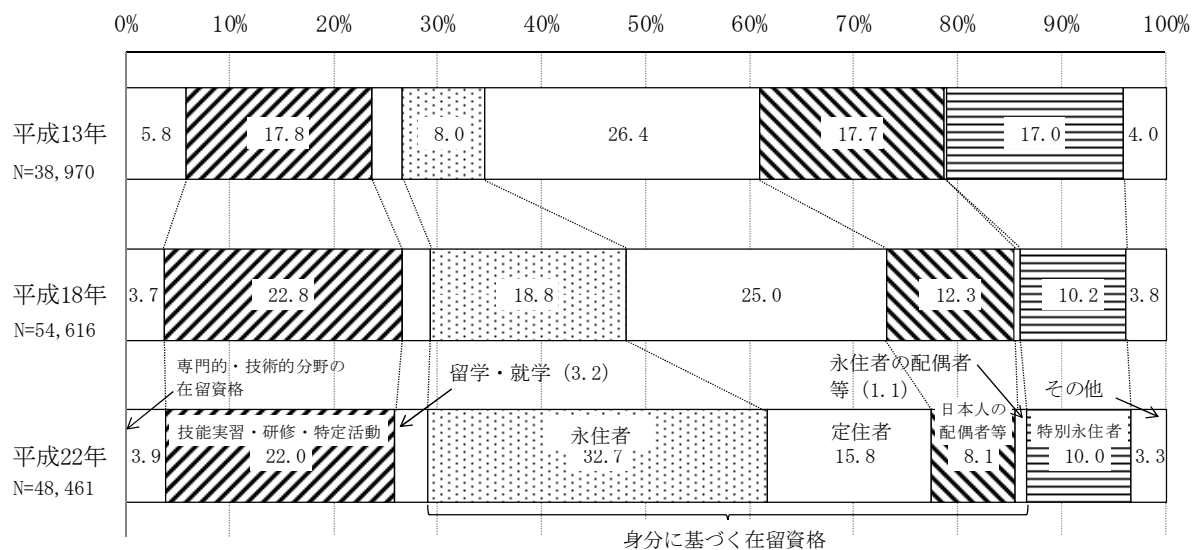
また、県内の5歳以上の外国人の常住者を、5年前の常住地別でみると、平成12年は、「現住所」が26.6%、「自県内」が15.4%(うち「自市町村内」が9.9%、「県内他市町村」が5.5%)、「転入」が58.0%(うち「他県から」が8.3%、「国外から」が49.7%)でした。これに対し、平成22年は、「現住所」が26.9%、「自県内」が19.3%(うち「自市町村内」が12.6%、「県内他市町村」が6.7%)、「転入」が41.5%(うち「他県から」が5.6%、「国外から」が35.9%)でした。5年前の常住県(本県)と同じ県に常住する5歳以上の外国人の割合が上昇するとともに、5年前に他県及び国外に常住していた5歳以上の外国人の割合が低下しています。(表4参照)

「永住者」資格者の増加、「永住者」と「定住者」を合わせた在留資格者の割合の上昇及び5年前の常住県(本県)と同じ県に常住する5歳以上の外国人の割合の上昇から、県内においては外国人の定住化が進んでいるといえます。

¹⁰ 在留資格を表2等のように統合して分類しない場合(平成22年も同じ)

¹¹ 永住を希望する理由について、美濃加茂市が在住ブラジル人及びフィリピン人に対して調査したところ(複数回答)、ブラジル人は「子どもの教育、将来のため」及び「治安が安心・安全だから」の占める割合が49.1%と最も高く、次いで「家族、親戚が日本にいるから」(25.5%)、「仕事があるから」(18.2%)の順となりました。フィリピン人は「治安が安全・安心だから」の占める割合が71.8%と最も高く、次いで「家族、親戚が日本にいるから」(同68.2%)、「仕事があるから」(同63.5%)、「子どもの教育、将来のため」(同28.2%)の順となりました。(美濃加茂市議会多文化共生・少子化対策特別委員会、美濃加茂市多文化共生室「美濃加茂市在住外国人緊急実態調査～報告書～」(平成21年3月)によります。)

図2 在留資格別外国人登録者数構成比（岐阜県）

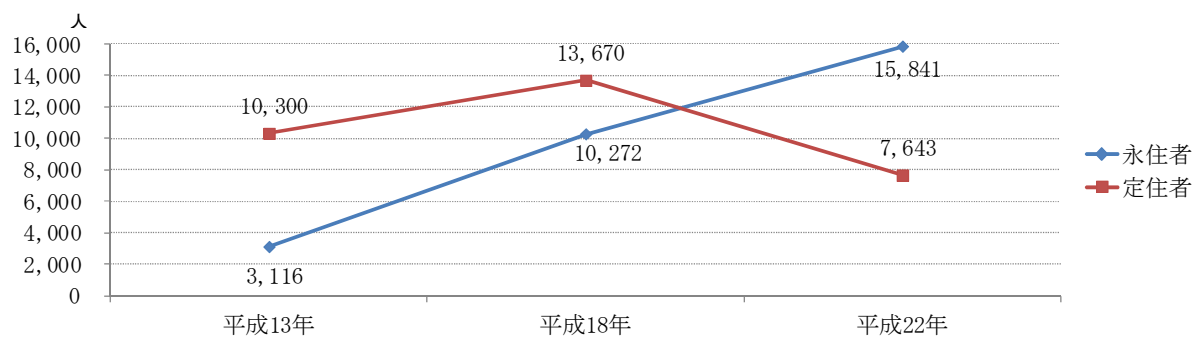


平成22年7月1日に「技能実習」の資格が創設されました。

平成22年7月1日に在留資格「留学」と「就学」の区分がなくなり、「留学」の在留資格へ一本化されました。

(注) 各年12月末現在 (出典) 法務省「登録外国人統計」

図3 永住者数及び定住者数（岐阜県）



(注) 各年12月末現在 (出典) 法務省「登録外国人統計」

表2 在留資格別外国人登録者数（岐阜県）

単位：人及び%

在留資格	外国人登録者数			構成比		
	平成13年	平成18年	平成22年	平成13年	平成18年	平成22年
総数	38,970	54,616	48,461	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的分野の在留資格	2,267	2,019	1,870	5.8	3.7	3.9
技能実習・研修・特定活動	6,938	12,478	10,677	17.8	22.8	22.0
留学・就学	1,160	1,507	1,531	3.0	2.8	3.2
永住者	3,116	10,272	15,841	8.0	18.8	32.7
定住者	10,300	13,670	7,643	26.4	25.0	15.8
日本人の配偶者等	6,912	6,727	3,914	17.7	12.3	8.1
永住者の配偶者等	65	301	529	0.2	0.6	1.1
特別永住者	6,634	5,553	4,838	17.0	10.2	10.0
その他	1,578	2,089	1,618	4.0	3.8	3.3
（再掲）永住者及び定住者	13,416	23,942	23,484	34.4	43.8	48.5
（再掲）身分に基づく在留資格	20,393	30,970	27,927	52.3	56.7	57.6

「専門的・技術的分野の在留資格」には、「教授」、「芸術」、「宗教」、「報道」、「投資・経営」、「法律・会計業務」、「医療」、「研究」、「教育」、「技術」、「人文知識・国際業務」、「企業内転勤」、「興行」及び「技能」が該当します。

「身分に基づく在留資格」には、「永住者」、「定住者」、「日本人の配偶者等」及び「永住者の配偶者等」が該当します。

（注）各年12月末現在（出典）法務省「登録外国人統計」

表3 在留資格別・国籍別外国人登録者数（平成22年）（岐阜県）

単位：人及び%

在留資格	外国人登録者数				構成比			
		ブラジル	中国	韓国・朝鮮		ブラジル	中国	韓国・朝鮮
総数	48,461	14,515	15,340	5,411	100.0	100.0	100.0	100.0
専門的・技術的分野の在留資格	1,870	20	922	44	3.9	0.1	6.0	0.8
技能実習・研修・特定活動	10,677	3	9,341	22	22.0	0.0	60.9	0.4
留学	1,531	-	1,170	27	3.2	-	7.6	0.5
永住者	15,841	8,562	1,805	336	32.7	59.0	11.8	6.2
定住者	7,643	4,510	461	28	15.8	31.1	3.0	0.5
日本人の配偶者等	3,914	1,196	743	66	8.1	8.2	4.8	1.2
永住者の配偶者等	529	133	89	4	1.1	0.9	0.6	0.1
特別永住者	4,838	1	7	4,827	10.0	0.0	0.0	89.2
その他	1,618	90	802	57	3.3	0.6	5.2	1.1
（再掲）永住者及び定住者	23,484	13,072	2,266	364	48.5	90.1	14.8	6.7
（再掲）身分に基づく在留資格	27,927	14,401	3,098	434	57.6	99.2	20.2	8.0

（注）12月末現在（出典）法務省「登録外国人統計」

表4 国籍別・5年前の常住地別5歳以上外国人数（転入）（岐阜県）

単位：人及び%

		国籍、5年前の常住地	総数 1)	韓国、朝鮮	中国	フィリピン	タイ	イギリス	アメリカ	ブラジル	ペルー
人数	平成12年	常住者 2)	25,366	6,166	4,917	2,030	81	76	242	9,773	553
		現住所	6,747	4,556	327	370	18	8	54	1,187	108
		自県内	3,905	1,099	303	415	9	10	24	1,762	159
		自市町村内	2,522	668	234	300	7	6	16	1,082	107
		県内他市町村	1,383	431	69	115	2	4	8	680	52
		転入	14,714	511	4,287	1,245	54	58	164	6,824	286
		他県から	2,105	372	132	122	5	2	15	1,299	77
	国外から	12,609	139	4,155	1,123	49	56	149	5,525	209	
	平成22年	常住者 3)	34,446	4,429	11,198	5,449	232	65	295	9,207	661
		現住所	9,283	3,203	1,104	1,742	57	17	101	2,390	228
		自県内	6,653	717	845	1,426	24	13	34	3,038	227
		自市町村内	4,357	506	542	916	18	7	24	1,971	164
		県内他市町村	2,296	211	303	510	6	6	10	1,067	63
		転入	14,289	306	8,566	1,667	147	35	140	2,047	131
他県から		1,930	224	285	406	11	5	20	771	53	
国外から	12,359	82	8,281	1,261	136	30	120	1,276	78		
構成比	平成12年	常住者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		現住所	26.6	73.9	6.7	18.2	22.2	10.5	22.3	12.1	19.5
		自県内	15.4	17.8	6.2	20.4	11.1	13.2	9.9	18.0	28.8
		自市町村内	9.9	10.8	4.8	14.8	8.6	7.9	6.6	11.1	19.3
		県内他市町村	5.5	7.0	1.4	5.7	2.5	5.3	3.3	7.0	9.4
		転入	58.0	8.3	87.2	61.3	66.7	76.3	67.8	69.8	51.7
		他県から	8.3	6.0	2.7	6.0	6.2	2.6	6.2	13.3	13.9
	国外から	49.7	2.3	84.5	55.3	60.5	73.7	61.6	56.5	37.8	
	平成22年	常住者	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0	100.0
		現住所	26.9	72.3	9.9	32.0	24.6	26.2	34.2	26.0	34.5
		自県内	19.3	16.2	7.5	26.2	10.3	20.0	11.5	33.0	34.3
		自市町村内	12.6	11.4	4.8	16.8	7.8	10.8	8.1	21.4	24.8
		県内他市町村	6.7	4.8	2.7	9.4	2.6	9.2	3.4	11.6	9.5
		転入	41.5	6.9	76.5	30.6	63.4	53.8	47.5	22.2	19.8
他県から		5.6	5.1	2.5	7.5	4.7	7.7	6.8	8.4	8.0	
国外から	35.9	1.9	74.0	23.1	58.6	46.2	40.7	13.9	11.8		
増加率	平成12→22年	常住者	35.8	△28.2	127.7	168.4	186.4	△14.5	21.9	△5.8	19.5
		現住所	37.6	△29.7	237.6	370.8	216.7	112.5	87.0	101.3	111.1
		自県内	70.4	△34.8	178.9	243.6	166.7	30.0	41.7	72.4	42.8
		自市町村内	72.8	△24.3	131.6	205.3	157.1	16.7	50.0	82.2	53.3
		県内他市町村	66.0	△51.0	339.1	343.5	200.0	50.0	25.0	56.9	21.2
		転入	△2.9	△40.1	99.8	33.9	172.2	△39.7	△14.6	△70.0	△54.2
		他県から	△8.3	△39.8	115.9	232.8	120.0	150.0	33.3	△40.6	△31.2
		国外から	△2.0	△41.0	99.3	12.3	177.6	△46.4	△19.5	△76.9	△62.7

- 1) 無国籍及び国名「不詳」を含みます。
 2) 5年前の常住地「不詳」を含みます。
 3) 5年前の常住地「不詳」で、当地に現住している者を含みます。

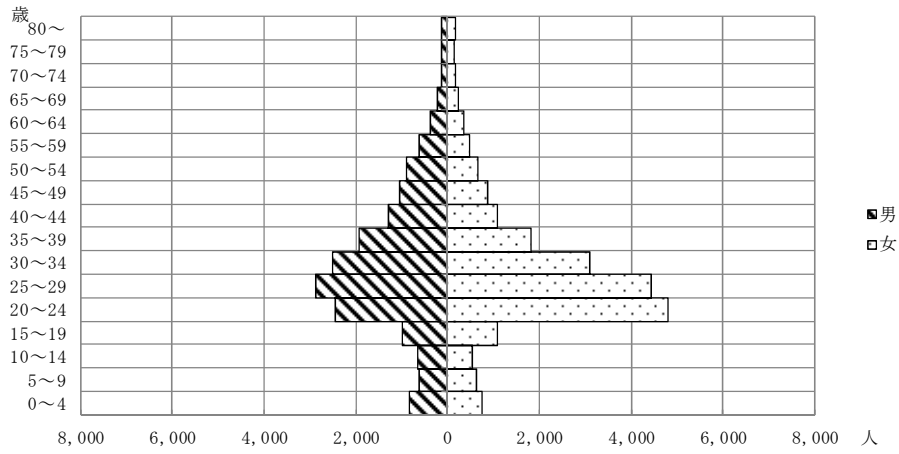
(注) 各年10月1日現在 (出典) 総務省「国勢調査」

年齢別の推移をみると、59歳以下の年齢において平成18年から平成22年にかけて増加がみられた階級は、「10～14歳」（小学校高学年から中学校の世代）、「40～44歳」及び「45～49歳」の階級であり、その他はすべて減少しました。

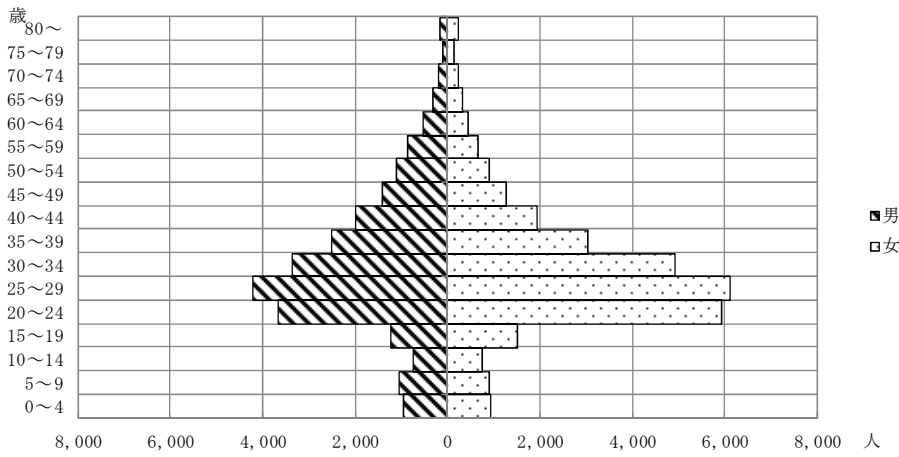
「老年人口」（65歳以上の人口）は、平成13年1,321人→平成18年1,690人→平成22年1,853人と推移しており、増加傾向にあります。（図4及び表5参照）

図4 年齢（5歳階級）別・男女別外国人登録者数（岐阜県）

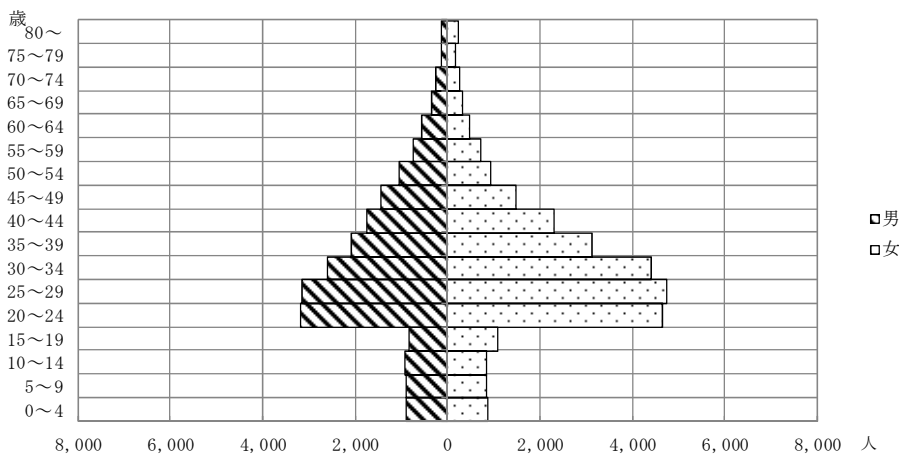
（平成13年）



（平成18年）



（平成22年）



（注）各年12月末現在 （出典）法務省「登録外国人統計」

表5 年齢（5歳階級）別・男女別外国人登録者数（岐阜県）

単位：人

年齢階級（歳）	平成13年			平成18年			平成22年		
	男	女	計	男	女	計	男	女	計
0～4	839	745	1,584	953	933	1,886	885	876	1,761
5～9	624	640	1,264	1,036	897	1,933	873	862	1,735
10～14	645	558	1,203	738	774	1,512	902	839	1,741
15～19	963	1,085	2,048	1,233	1,527	2,760	830	1,106	1,936
20～24	2,438	4,808	7,246	3,654	5,925	9,579	3,178	4,654	7,832
25～29	2,859	4,437	7,296	4,214	6,116	10,330	3,136	4,763	7,899
30～34	2,503	3,092	5,595	3,339	4,924	8,263	2,594	4,409	7,003
35～39	1,909	1,815	3,724	2,492	3,035	5,527	2,072	3,150	5,222
40～44	1,275	1,107	2,382	1,968	1,940	3,908	1,725	2,324	4,049
45～49	1,048	867	1,915	1,417	1,290	2,707	1,436	1,501	2,937
50～54	892	654	1,546	1,103	921	2,024	1,050	938	1,988
55～59	624	494	1,118	852	673	1,525	741	718	1,459
60～64	365	363	728	509	463	972	565	481	1,046
65～69	208	254	462	321	324	645	330	333	663
70～74	129	176	305	185	229	414	233	271	504
75～79	120	143	263	97	148	245	119	172	291
80～	119	172	291	151	235	386	139	256	395
総数	17,560	21,410	38,970	24,262	30,354	54,616	20,808	27,653	48,461

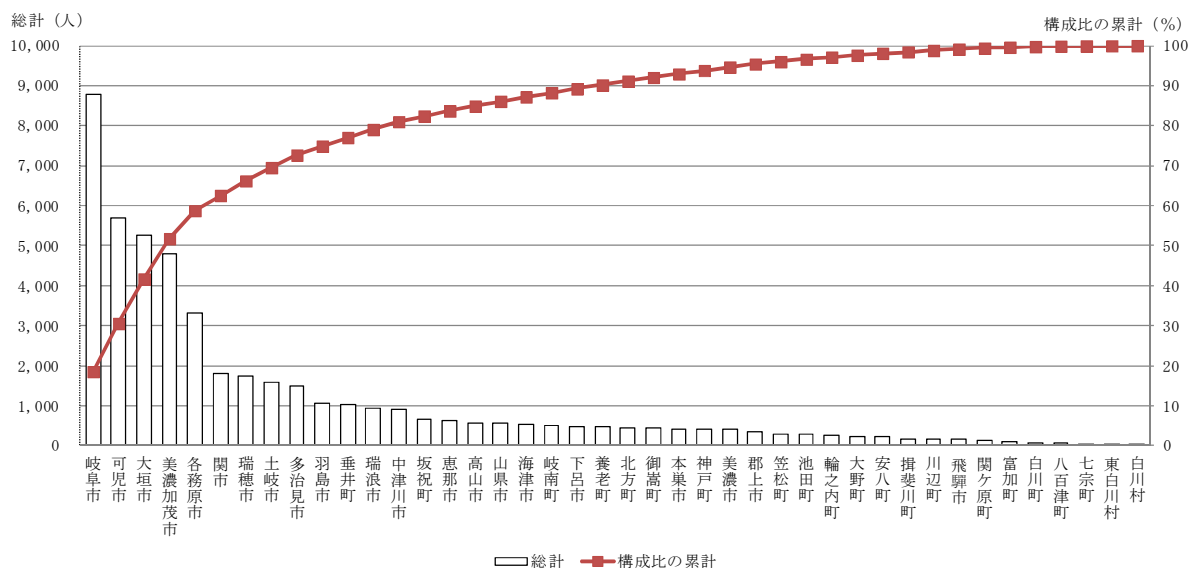
単位：%

年齢階級（歳）	伸び率（13→18年）			伸び率（18→22年）		
	男	女	計	男	女	計
0～4	13.6	25.2	19.1	△ 7.1	△ 6.1	△ 6.6
5～9	66.0	40.2	52.9	△ 15.7	△ 3.9	△ 10.2
10～14	14.4	38.7	25.7	22.2	8.4	15.1
15～19	28.0	40.7	34.8	△ 32.7	△ 27.6	△ 29.9
20～24	49.9	23.2	32.2	△ 13.0	△ 21.5	△ 18.2
25～29	47.4	37.8	41.6	△ 25.6	△ 22.1	△ 23.5
30～34	33.4	59.2	47.7	△ 22.3	△ 10.5	△ 15.2
35～39	30.5	67.2	48.4	△ 16.9	3.8	△ 5.5
40～44	54.4	75.2	64.1	△ 12.3	19.8	3.6
45～49	35.2	48.8	41.4	1.3	16.4	8.5
50～54	23.7	40.8	30.9	△ 4.8	1.8	△ 1.8
55～59	36.5	36.2	36.4	△ 13.0	6.7	△ 4.3
60～64	39.5	27.5	33.5	11.0	3.9	7.6
65～69	54.3	27.6	39.6	2.8	2.8	2.8
70～74	43.4	30.1	35.7	25.9	18.3	21.7
75～79	△ 19.2	3.5	△ 6.8	22.7	16.2	18.8
80～	26.9	36.6	32.6	△ 7.9	8.9	2.3
総数	38.2	41.8	40.1	△ 14.2	△ 8.9	△ 11.3

(注) 各年12月末現在 (出典) 法務省「登録外国人統計」

県内の外国人登録者の分布を市町村別でみると、岐阜市、可児市、大垣市及び美濃加茂市の4市で、県全体の50%以上を占めています(平成24年2月末現在)。(図5及び表6参照)

図5 外国人登録者数の分布（岐阜県）



(注) 平成24年2月末現在 (出典) 岐阜県 (国際課) 「県内市町村別外国人登録者数 (主要6ヵ国別)」

表6 外国人登録者数の分布（岐阜県）

順位	市町村名	総計	構成比	ブラジル	中国	フィリピン	韓国・朝鮮	ペルー	ベトナム	その他	累計	構成比の累計
1	岐阜市	8,771	18.5	274	3,960	1,870	1,531	73	124	939	8,771	18.5
2	可児市	5,699	12.0	3,047	347	1,822	255	42	54	132	14,470	30.5
3	大垣市	5,259	11.1	2,823	1,253	307	402	155	22	297	19,729	41.7
4	美濃加茂市	4,788	10.1	2,655	328	1,482	96	112	47	68	24,517	51.8
5	各務原市	3,317	7.0	1,277	640	498	399	172	106	225	27,834	58.8
6	関市	1,793	3.8	472	887	159	94	5	49	127	29,627	62.6
7	瑞穂市	1,725	3.6	204	833	424	146	7	37	74	31,352	66.2
8	土岐市	1,569	3.3	242	240	520	298	130	13	126	32,921	69.5
9	多治見市	1,476	3.1	69	488	144	617	23	18	117	34,397	72.6
10	羽島市	1,063	2.2	18	666	94	136	29	38	82	35,460	74.9
11	垂井町	1,041	2.2	622	315	19	24	24	4	33	36,501	77.1
12	瑞浪市	946	2.0	183	192	371	94	36	12	58	37,447	79.1
13	中津川市	919	1.9	128	441	124	60	24	12	130	38,366	81.0
14	坂祝町	660	1.4	333	132	118	11	5	48	13	39,026	82.4
15	恵那市	613	1.3	105	173	126	88	17	21	83	39,639	83.7
16	高山市	573	1.2	32	210	82	166	3	9	71	40,212	84.9
17	山県市	572	1.2	46	441	25	18	-	25	17	40,784	86.1
18	海津市	530	1.1	65	317	26	26	16	33	47	41,314	87.2
19	岐南町	487	1.0	17	257	82	91	-	10	30	41,801	88.3
20	下呂市	462	1.0	81	173	115	51	-	13	29	42,263	89.2
21	養老町	456	1.0	41	302	28	36	12	9	28	42,719	90.2
22	北方町	452	1.0	15	249	82	46	4	16	40	43,171	91.1
23	御嵩町	427	0.9	89	75	60	134	1	54	14	43,598	92.0
24	本巣市	422	0.9	22	278	44	20	-	20	38	44,020	92.9
25	神戸町	409	0.9	133	192	20	18	4	19	23	44,429	93.8
26	美濃市	404	0.9	19	252	11	11	6	95	10	44,833	94.7
27	郡上市	360	0.8	24	248	40	12	1	6	29	45,193	95.4
28	笠松町	285	0.6	16	152	41	37	5	16	18	45,478	96.0
29	池田町	284	0.6	54	165	26	17	3	2	17	45,762	96.6
30	輪之内町	241	0.5	13	197	8	2	1	9	11	46,003	97.1
31	大野町	238	0.5	17	142	27	28	4	4	16	46,241	97.6
32	安八町	221	0.5	20	127	20	17	2	12	23	46,462	98.1
33	揖斐川町	174	0.4	3	101	22	16	-	7	25	46,636	98.5
34	川辺町	168	0.4	66	34	28	3	20	13	4	46,804	98.8
35	飛騨市	147	0.3	2	67	18	45	-	4	11	46,951	99.1
36	関ヶ原町	125	0.3	13	67	7	21	3	6	8	47,076	99.4
37	富加町	108	0.2	22	79	4	1	-	-	2	47,184	99.6
38	白川町	64	0.1	4	34	7	9	-	7	3	47,248	99.8
39	八百津町	59	0.1	11	12	10	9	-	2	15	47,307	99.9
40	七宗町	20	0.0	-	7	9	-	-	3	1	47,327	99.9
40	東白川村	20	0.0	-	16	4	-	-	-	-	47,347	100.0
42	白川村	18	0.0	4	11	1	-	-	-	2	47,365	100.0
	県計	47,365	100.0	13,281	15,100	8,925	5,085	939	999	3,036		

(注) 平成24年2月末現在 (出典) 岐阜県 (国際課) 「県内市町村別外国人登録者数 (主要6ヵ国別)」

3 分野別の現状

ここでは、多文化共生をめぐる現状を、施策の分野ごとに、前回基本方針策定時からの状況変化も含めてみていきます。

(1) コミュニケーション

ア 地域における情報の多言語化

行政・生活情報の多言語化の進展

県及び市町等では、外国人に対して、地域生活で必要となる情報を多言語（英語、ポルトガル語、中国語及びタガログ語等）で提供するように努めています。

【多言語情報の例】

○岐阜県（財団法人岐阜県国際交流センターを含む）

生活ガイドブック、岐阜での生活ABC〔生活情報テンプレート及びDVD〕、外国人向け自動車税のあらましの紹介、外国語で対応可能な医療機関（ぎふ医療施設ポータル（岐阜県医療機関案内システム））、防災ガイドブック、情報紙「世界はひとつ」

○県内市町

生活に関する情報、ゴミ収集、住宅手当受給者向けパンフレット、下水道、広報

しかしながら、あらゆる言語で情報提供を行うことは困難です。そこで、様々な母語の外国人に対応するため、基礎的な日本語を学んだ人であれば、誰もが理解できる「やさしい日本語」による情報提供に努める必要があります。

また、外国人に情報が伝わるよう効果的な情報提供を行う必要があります。

イ 日本語学習

ボランティア等による外国人向け日本語教室を開催している団体の増加

県内のボランティア等による外国人向け日本語教室を開催している団体は、財団法人岐阜県国際交流センター資料によると、平成19年4月の16団体から平成24年1月の26団体へと10団体増加しています。

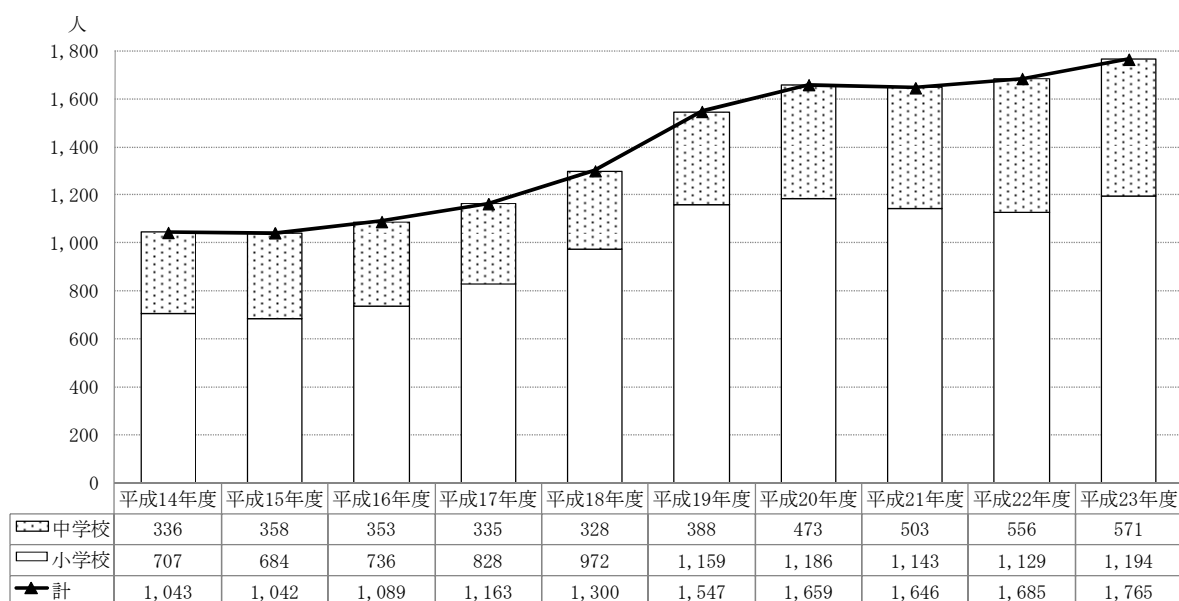
外国人の定住化が進んでいる中で、地域の日本語教室の重要性は高まっており、今後も、外国人が参加しやすい形での日本語教室の開催を支援していく必要があります。

(2) 教育

小中学校の外国人児童生徒の増加

平成23年度の県内の小中学校の外国人児童生徒数は1,765人であり、前回の基本方針が策定された平成18年度と比べると465人増(35.8%増)となっています。これを学校種別で見ると、「小学校」が222人増(22.8%増)、「中学校」が243人増(74.1%増)となっています。(図6参照)

図6 小中学校の外国人児童生徒数(岐阜県)

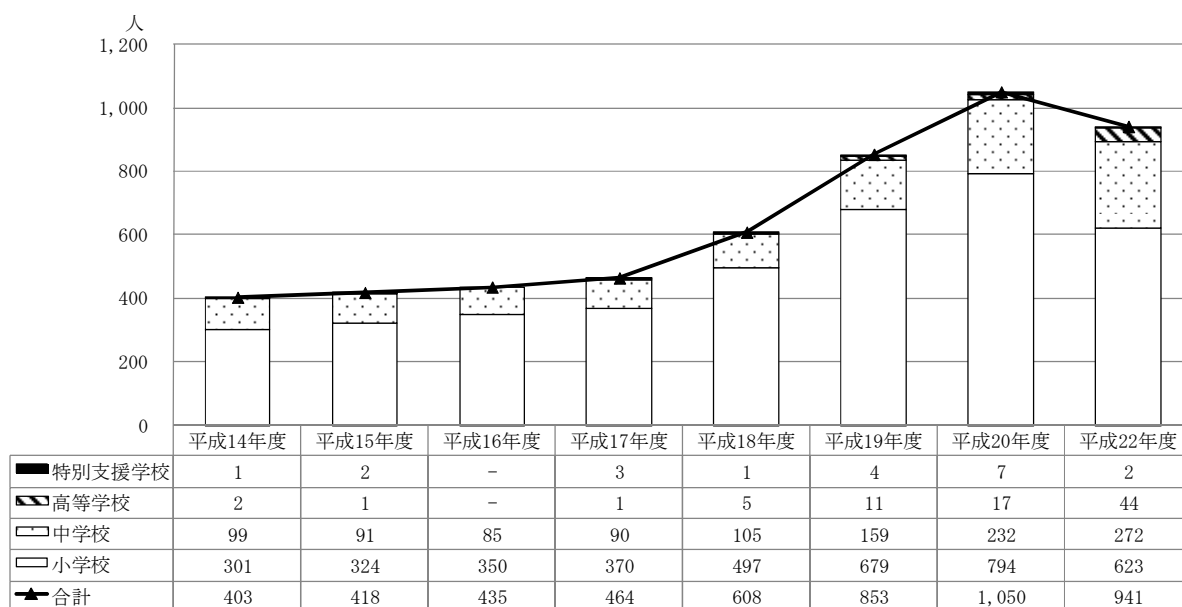


(注) 各年度5月1日現在 (出典) 文部科学省「学校基本調査」

また、平成22年度の日本語指導が必要な県内の公立学校外国人児童生徒¹²数は941人であり、平成18年度と比べると333人増(54.8%増)となっています。これを学校種別で見ると、最も増加したのは「中学校」(167人増(159.0%増))であり、次いで「小学校」(126人増(25.4%増))、「高等学校」(39人増(780.0%増))、「特別支援学校」(1人増(100.0%増))の順となっています。(図7参照)

¹² 「日本語指導が必要な外国人児童生徒」とは、「日本語で日常会話が十分にできない児童生徒」及び「日常会話ができて、学年相当の学習言語が不足し、学習活動への参加に支障が生じており、日本語指導が必要な児童生徒」を指します。

図7 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の学校種別在籍状況（岐阜県）



(注) 各年度9月1日現在、特別支援学校は、平成18年度以前においては盲・聾・養護学校

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」

日本語指導が必要な県内の公立学校外国人児童生徒数を母語別で見ると、平成22年度の「ポルトガル語」は578人であり、平成18年度と比べると182人増(46.0%増)、平成20年度と比べると141人減(19.6%減)となっています。一方、平成22年度の「フィリピン語(タガログ語)」は228人であり、平成18年度と比べると110人増(93.2%増)、平成20年度と比べると53人増(30.3%増)となっています。(表7参照)

日本語指導が必要な外国人児童生徒に対応するため、県は、そうした児童生徒が多数在籍する公立学校に対して、加配教員を配置しています。また、県は、日本語指導を実施するための非常勤講師(教員経験者等)や、外国人児童生徒適応指導員(日本の学校生活に適応するための通訳等)も配置しています。

表7 日本語指導が必要な公立学校外国人児童生徒の母語別在籍状況（岐阜県）

年度	① ポルトガル語	② 中国語	③ スペイン語	④ ①～③以外	フィリピン語（タガログ語）	ベトナム語	韓国・朝鮮語	英語	その他	単位：人
										計
平成14年度	286	35	24	58	403
平成15年度	298	38	19	63	418
平成16年度	300	37	28	70	51	-	2	6	11	435
平成17年度	297	46	23	98	75	1	1	6	15	464
平成18年度	396	41	24	147	118	2	6	7	14	608
平成19年度	596	65	41	151	126	-	6	12	7	853
平成20年度	719	66	58	207	175	-	5	13	14	1,050
平成22年度	578	70	34	259	228	-	7	5	19	941

(注) 各年度9月1日現在

(出典) 文部科学省「日本語指導が必要な外国人児童生徒の受入れ状況等に関する調査」、岐阜県教育委員会資料

ヒアリングにおいては、加配教員の増員を求める意見、様々な母語の児童生徒に対応するため、母語が理解できる学習支援スタッフの登録者リストの整備を希望する意見、タガログ語を母語とする日本語指導が必要な児童生徒の増加に対応するため、タガログ語で対応できる外国人児童生徒適応指導員の配置を希望する意見がありました。

一方で、外国人児童生徒の保護者に、日本の教育制度、学校の教育方針等についての情報を分かりやすい方法で提供することが必要とされています。特に、日本語の理解が困難な保護者に対し、情報を提供することが、当該児童生徒の担任等にとって大きな負担となっていることから、対応の充実が必要となっています。

なお、外国人の子どもの不就学の理由を調査したところ（複数回答）、「日本語が分からないから」が16.0%、「勉強が分からないから」が8.5%となっています¹³。外国人児童生徒の不就学を防ぐ観点からも、日本語指導等の充実が求められています。

高等学校進学希望者が多い

外国人中学校生徒の卒業後の進路についてみると、ヒアリングからは、高等学校への進学希望者が多いことがわかりました。また、実際に県内の主な集住市の中学校生徒の進路状況をみると、進学が最も多くなっています。（表8参照）

¹³ 文部科学省「外国人の子どもの就学状況等に関する調査」（平成21年度）によります。

表8 外国人公立中学校生徒の進路状況（大垣市、美濃加茂市及び可児市）（平成23年3月卒業生）

		単位（人数）：人						
	平成23年 3月卒業生	進学	就職	家事手 伝・未定	帰国	不明	その他	進学率
大垣市、 美濃加茂市及び 可児市計	97	80	8	5	4	-	-	82.5%

（出典）外国人集住都市会議資料

ヒアリングにおいては、日本語能力が十分でない外国人中学校生徒にとっては、高等学校の選択肢は限られたものになることが指摘されており、学校外も含めた学習支援が必要となっています。

また、義務教育の就学年齢を超えた外国人の子どもの中には、日本の高等学校への進学を希望している者がいます。将来、日本で就労していくことを考えると、義務教育の就学年齢を超えた外国人の子どもに対しても、高等学校進学の手続きを支援していただくことが必要となっています。

ヒアリングにおいては、外国人の中には、基本的な高等学校の情報や、高等学校入学時にかかる費用についてもあまり知らない人がいることも指摘されているため、高等学校進学についての外国人向けの情報提供の充実が必要となっています。

高等学校の選択肢を増やすため、高等学校入学者選抜制度の検討及び外国人生徒のニーズに対応した高等学校の受入体制の充実が必要となっています。

さらに、高等学校においては、就職支援の取組も含めた進路指導の充実が必要となっています。

なお、日本社会において、学歴が就業形態や生涯賃金に影響を及ぼす¹⁴ことを考えると、外国人の低所得者層への固定化を防ぐためにも、外国人生徒の学歴が、日本人と比べ、相対的に低くなることのないよう、対応を検討していくことが必要です。

¹⁴ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「大都市の若者の就業行動と移行過程—包括的な移行支援にむけて—」（平成18年11月）によると、就業形態（男性・女性とも）について、「正社員定着」（離学直後に正社員になり、その後企業間移動することなく調査時点現在も正社員である者）の割合は、学歴別でみると「大学・大学院卒」、「短大・高専卒」及び「専門卒」において最も多くなっています。また、「非典型一貫」（離学直後が非典型雇用（アルバイト・パート、契約・派遣の働き方）や失業・無業、あるいは自営・家業従事であり、かつ、調査時点現在も非典型雇用である者）の割合は、学歴別でみると「高卒」、「中卒・高校中退」及び「高等教育中退」において最も多くなっています。

独立行政法人労働政策研究・研修機構「ユースフル労働統計—労働統計加工指標集—2011」（平成23年3月）によると、生涯賃金（新規学卒から定年まで同一企業で働き続けた場合の生涯賃金、退職金を除く、平成20年）は、男性・女性とも、学歴が高くなるほど高くなっています。

学校教育費及び学校給食費の負担が難しい家庭の存在

外国人児童生徒の中には、学校教育費及び学校給食費の負担が難しい家庭があります。高等学校に対するヒアリングにおいては、「外国人生徒の家庭生活は経済的に厳しい。高等学校授業料無償化になっても制服、教科書の購入も難しい」という事例がありました。また、中学校に対するヒアリングにおいては、「外国人生徒の家庭の中には、給食費、学習費等の未納が続き、準要保護¹⁵となっている家庭も少なくない。3年生生徒の中には、資金面で修学旅行に参加できない生徒がいる」という事例がありました。

なお、外国人の子どもの不就学の理由を調査したところ（複数回答）、「学校に行くためのお金がないため」が33.0%で最も高くなっています¹⁶。

ブラジル人学校¹⁷の統廃合の進行

ブラジル人学校に通う子どもの数は、平成23年5月現在で、対平成20年12月比約3割減となっています。また、経済危機後の平成20年12月に7校あったブラジル人学校の数は、現在5校となっています。

なお、県内の外国人学校のうち、学校法人が設置する学校は県からの補助金¹⁸を、文部科学大臣が指定した各種学校¹⁹の高等学校に類する課程に在籍する生徒は国や県からの支援金等²⁰を受けることができます。

¹⁵ 「要保護者」は、生活保護法第6条第2項に規定する要保護者をいい、「準要保護者」は、市町村教育委員会が生活保護法第6条第2項に規定する要保護者に準ずる程度に困窮していると認める者をいいます。

¹⁶ 文部科学省「外国人の子どもの就学状況等に関する調査」（平成21年度）によります。

¹⁷ ここでは、主にブラジル本国のカリキュラムに従い日本の小学校、中学校、高等学校に相当する課程の教育を行っている施設を指します。

¹⁸

私立専修学校及び各種学校教育振興費補助金（県）

ア 概要

学校における教育条件の維持及び向上並びに保護者の経済的負担の軽減を図るための補助金（学校運営に要する経費の2分の1の範囲内で補助）

イ 対象（外国人学校の場合）

設置者が学校法人（私立学校法第64条第4項の規定による専修学校又は各種学校の設置のみを目的とする法人を含む）である学校

¹⁹ 公立高等学校に係る授業料の不徴収及び高等学校等就学支援金の支給に関する法律施行規則第1条第1項第2号の規定に基づくものです。（以下同じ）

²⁰

①私立高等学校等就学支援金（国）

ア 概要

全ての意志ある高等学校生徒等が安心して勉学に打ち込めるよう、家庭の教育費負担を軽減するための支援金（公立高等学校の授業料相当額（低所得世帯に対しては増額）を支給）

イ 対象（外国人学校の場合）

文部科学大臣が指定した各種学校の高等学校に類する課程に在籍する生徒

②私立高等学校等授業料軽減補助金（県）

前述の文部科学大臣が指定した各種学校である県内のブラジル人学校は2校（うち1校は学校法人が設置）となっています（平成24年2月1日現在）。

ア 概要

授業料に係る保護者の経済的負担の一部を軽減する補助金（授業料負担者の所得に応じて支給）

イ 対象（外国人学校の場合）

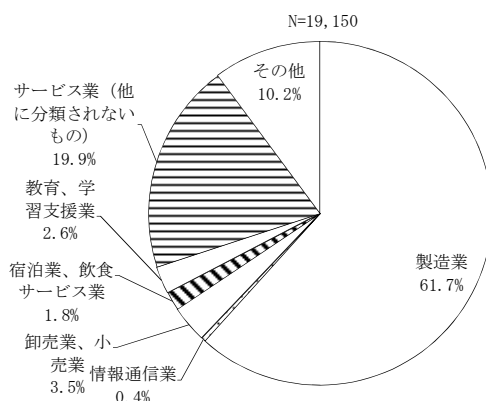
文部科学大臣が指定した各種学校の高等学校に類する課程に在籍する生徒（ただし、保護者が県内に在住）

(3) 労働

「製造業」で雇用されている外国人労働者の割合が最も高い

平成23年の外国人労働者数を産業別で見ると、「製造業」の占める割合が61.7%、「サービス業（他に分類されないもの）」²¹の占める割合が19.9%となっています。（図8及び表9参照）

図8 産業別外国人労働者数の割合（平成23年）（岐阜県）



（注）10月末現在 （出典）厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

表9 産業別外国人労働者数（平成23年）（岐阜県）

単位：人及び%

産業分類	人数	構成比
全産業計	19,150	100.0
製造業	11,816	61.7
情報通信業	76	0.4
卸売業、小売業	670	3.5
宿泊業、飲食サービス業	339	1.8
教育、学習支援業	493	2.6
サービス業（他に分類されないもの）	3,811	19.9
その他	1,945	10.2

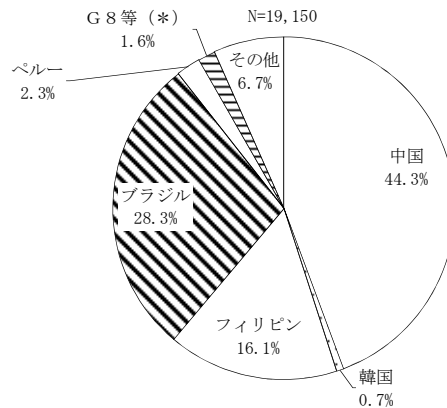
（注）10月末現在 （出典）厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

²¹ 「サービス業（他に分類されないもの）」には、労働者派遣業、ビルメンテナンス業等が含まれます。

国籍別外国人労働者は「中国」、「ブラジル」、「フィリピン」の順に割合が高い

平成23年の外国人労働者数を国籍別で見ると、「中国」の占める割合が44.3%、「ブラジル」の占める割合が28.3%、「フィリピン」の占める割合が16.1%となっています。(図9及び表10参照)

図9 国籍別外国人労働者数の割合（平成23年）（岐阜県）



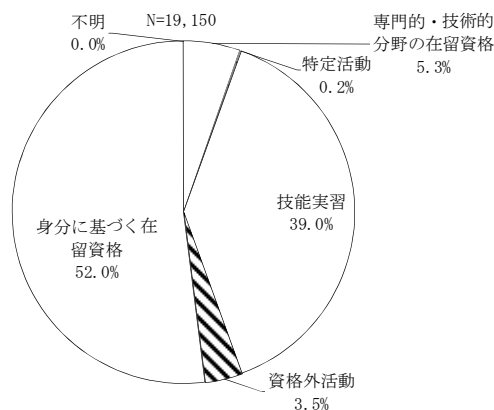
(*) イギリス、アメリカ、ドイツ、フランス、イタリア、カナダ、ロシア、オーストラリア及びニュージーランドを表します。

(注) 10月末現在 (出典) 厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

在留資格別外国人労働者は「身分に基づく在留資格²²」や「技能実習」の割合が高い

平成23年の外国人労働者数を在留資格別で見ると、「身分に基づく在留資格」の占める割合が52.0%、「技能実習」の占める割合が39.0%、「専門的・技術的分野の在留資格」の占める割合が5.3%となっています。(図10及び表10参照)

図10 在留資格別外国人労働者数の割合（平成23年）（岐阜県）



(注) 10月末現在 (出典) 厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

²² 「永住者」、「日本人の配偶者等」、「永住者の配偶者等」及び「定住者」が該当します。

国籍別・在留資格別にみると、「中国」は、「技能実習」の占める割合が78.0%、「身分に基づく在留資格」の占める割合が8.8%、「専門的・技術的分野の在留資格」の占める割合が6.7%となっています。

「ブラジル」及び「フィリピン」は、「身分に基づく在留資格」の占める割合がそれぞれ99.7%、94.6%となっています。うち、「永住者」の占める割合がそれぞれ50.6%、49.7%となっています。（表10参照）

表10 国籍別・在留資格別外国人労働者数（平成23年）（岐阜県）

	総数	専門的・技術的分野の在留資格	特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく在留資格					不明
						永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者		
全国籍計	19,150	1,018	36	7,461	678	9,949	5,161	1,374	197	3,217	8
中国	8,491	573	2	6,626	538	745	382	213	28	122	7
韓国	128	30	3	4	13	78	69	6	3	-	-
フィリピン	3,089	34	11	122	-	2,922	1,535	329	98	960	-
ブラジル	5,415	17	-	-	-	5,397	2,740	673	32	1,952	1
ペルー	442	3	-	2	-	437	262	22	18	135	-
G8等(*)	309	196	2	1	11	99	51	43	-	5	-
その他	1,276	165	18	706	116	271	122	88	18	43	-

単位：人

構成比	在留資格別											国籍別
	総数	専門的・技術的分野の在留資格	特定活動	技能実習	資格外活動	身分に基づく在留資格					不明	
						永住者	日本人の配偶者等	永住者の配偶者等	定住者			
全国籍計	100.0	5.3	0.2	39.0	3.5	52.0	27.0	7.2	1.0	16.8	0.0	100.0
中国	100.0	6.7	0.0	78.0	6.3	8.8	4.5	2.5	0.3	1.4	0.1	44.3
韓国	100.0	23.4	2.3	3.1	10.2	60.9	53.9	4.7	2.3	-	-	0.7
フィリピン	100.0	1.1	0.4	3.9	-	94.6	49.7	10.7	3.2	31.1	-	16.1
ブラジル	100.0	0.3	-	-	-	99.7	50.6	12.4	0.6	36.0	0.0	28.3
ペルー	100.0	0.7	-	0.5	-	98.9	59.3	5.0	4.1	30.5	-	2.3
G8等(*)	100.0	63.4	0.6	0.3	3.6	32.0	16.5	13.9	-	1.6	-	1.6
その他	100.0	12.9	1.4	55.3	9.1	21.2	9.6	6.9	1.4	3.4	-	6.7

単位：%
国籍別

（注）10月末現在（出典）厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

直接雇用の割合が上昇した一方で、不安定な雇用形態の外国人労働者が多い

県内の外国人を雇用する事業所においては、直接雇用の外国人労働者の割合は、平成20年は40.6%、平成23年は66.1%となっており、上昇しています。（図11参照）

なお、外国人労働者の直接雇用の割合が上昇した要因は、ヒアリングによると、「労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律」により、派遣受入期間終了後に、当該労働者を使用する場合は、派遣先が、その労働者を直接雇用しなければならないとされたことによる対応ではないかとみられています。

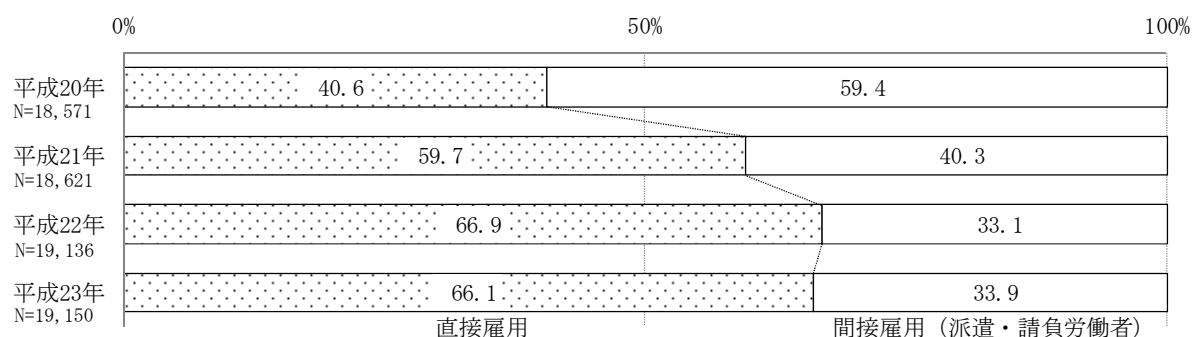
一方で、直接雇用であっても、短期雇用契約といった不安定な雇用形態の外国人労働者が多くいます。

ヒアリングにおいては、下記のような事例がありました。

- ・外国人児童生徒の保護者の雇用形態は非正規雇用が多い。
- ・外国人労働者の雇用形態を、「派遣」から短期雇用契約の「直接雇用」に切り替えた事業所がある。
- ・日本語ができない人は、日本語ができる人に比べ、雇用期間が短い。

なお、外国人労働者が、直接雇用のうち非正規雇用の仕事を選択する理由として、ヒアリングからは、正規雇用の仕事の雇用条件（例：日本語能力）を満たしていないため、非正規雇用の仕事を選択せざるを得ないことが指摘されています。

図 1 1 外国人労働者の直接雇用及び間接雇用の割合（岐阜県）



(注) 各年10月末現在 (出典) 厚生労働省岐阜労働局「外国人雇用状況の届出状況」

また、日系人労働者²³を対象に、現在の就業形態と今後の就業継続希望について調査した結果によると、「正規従業員」に比べ、「パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員など」及び「派遣、請負」の方が、今の仕事の継続希望の割合が低くなる傾向が見られます。現在の就業形態が「正規従業員」の場合、「これからもずっと今の仕事を続けたい」という者が82.4%であり、「パート、アルバイト、契約社員、嘱託社員など」の場合は41.2%、「派遣、請負」の場合は50.0%となっています²⁴。

²³ 「日系人労働者」とは、就労制限のない日系人及びその家族に付与された在留資格で就労している者を指します。

²⁴ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」(平成23年3月)によります。

よりよい職場や収入を求めて国内を移動する人が多い

県内のブラジル人を対象に、国内での移動の経験を調査した結果によると、国内での移動に関しては、「ある」が73.4%となっています。国内での移動が「ある」と回答した人のうち、移動回数は「1回」の割合が35.1%と最も高く、次いで「2回」の27.4%となっています。また、国内での移動理由（複数回答）をみると、「よりよい職場や収入を求めて」が最も多くなっています。（表11、表12及び表13参照）

表11 ブラジル人の国内での移動の経験（岐阜県）

単位：人及び%

	人数	構成比
ある	1,719	73.4
ない	592	25.3
回答なし	32	1.4
計	2,343	100.0

（注）調査期間 平成21年7月22日～平成21年8月31日

調査対象者 岐阜県内（大垣市、関市、美濃加茂市、各務原市、可児市、垂井町及び坂祝町）に在住するブラジル人

（出典）岐阜県「定住外国人（ブラジル人）実態調査結果」

表12 ブラジル人の国内での移動経験がある場合の移動回数（岐阜県）

単位：人及び%

移動回数	1回	2回	3回	4回	5回	6回以上	計
人数	604	471	340	166	79	59	1,719
構成比	35.1	27.4	19.8	9.7	4.6	3.4	100.0

（出典）岐阜県「定住外国人（ブラジル人）実態調査結果」

表13 ブラジル人の国内での移動理由（岐阜県）

	回答数
よりよい職場や収入を求めて	976
家族などの近くに暮らすため	183
契約期間終了のため	129
雇用者からの指示のため	101
家賃が割安であったため	79
家族を養っていくため	71
結婚	27
場所	24
子どもの学校	14
その他	45
計	1,649

（注）複数回答（回答者数1,564人）（出典）岐阜県「定住外国人（ブラジル人）実態調査結果」

職業能力及び日本語能力の開発が不十分

日系人労働者を対象に調査をしたところ、離職期間中に研修や職業訓練を受けたり、資格取得をすると、離職期間が短期になる一方で、離職期間中に研修や職業訓練を受けたり、資格取得をしないと、離職期間が長期になる傾向が見られます²⁵。同調査によると、離職期間中に研修や職業訓練を受けたり、資格取得をした者は18.6%となっています²⁶。

さらに、事業所が求める日本語能力と日系人労働者の日本語能力にギャップがあります。(図1 2参照)「工作上必要な日本語を話せる」レベルであれば、離職期間が短期になる一方で、「日常会話ができる」レベルの場合は、離職期間が長期になる傾向が見られます²⁷。

なお、外国人からは、職業能力や日本語能力に関して、下記の意見等がありました²⁸。

- ・日本人と仕事ができるように日本語を喋るようにしている。(ブラジル 20代)
- ・日本語ができてても資格がないと就職ができないと思う。(ブラジル 40代)
- ・外国人は、どんなスキルを持っていても、ほとんどは工場労働者である。その大きな理由はコミュニケーションにある。したがって、日本語を学ぶ環境を整えるべき。また、その他の技術やビジネススキルに関する訓練も同様に必要である。(フィリピン 30代)
- ・日本語の理解が不十分で、また会話がしっかりできないことで、多くの外国人は、応募すらできない状態にある。したがって、ぜひ日本語教室、特に週末の教室を拡充していただきたい。(フィリピン 40代)

²⁵ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」(平成23年3月)によります。ここでいう「離職期間が短期」は「離職期間が1か月未満」、「離職期間が長期」は「離職期間が1か月以上」であることを指します。(以下同じ)

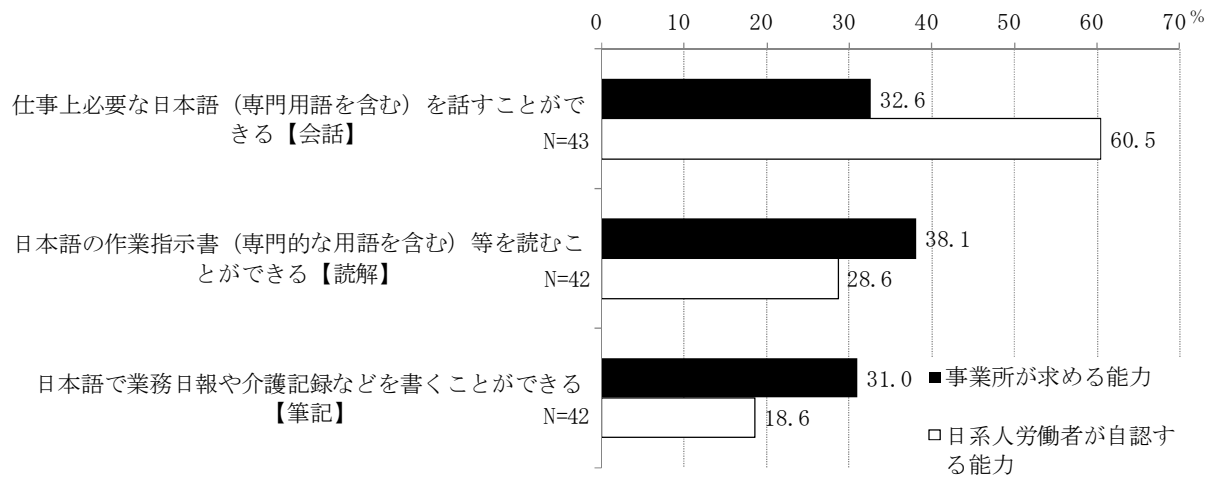
離職期間中に研修や職業訓練を受けたり、資格取得をした者については、離職期間が短期の者が66.7%、長期の者が33.3%となっています。これに対して、離職期間中に研修や職業訓練を受けたり、資格取得をしなかった者については、離職期間が短期の者が46.2%、長期の者が53.8%となっています。

²⁶ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」(平成23年3月)によります。

²⁷ 独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」(平成23年3月)によります。「工作上必要な日本語を話することができる」場合、離職期間が短期の者が72.2%、長期の者が27.8%、「日本語による仕事の指示を理解できる」場合、離職期間が短期・長期の者とも50.0%、「日常会話ができる」場合、離職期間が短期の者が37.5%、長期の者が62.5%となっています。

²⁸ 財団法人岐阜県国際交流センター「岐阜県定住外国人の就労に関する実態調査事業報告書」(平成23年3月)によります。

図12 事業所が求める日本語能力と日系人労働者の日本語能力の比較（全国）



（出典）独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」（平成23年3月）

(4) 生活

ア 医療・保健

外国語対応医療機関は限られている

県内で医療通訳を配置している医療機関は、本県が把握している限りで、大垣市、美濃加茂市及び可児市に所在する3病院（いずれもポルトガル語の通訳を配置）であり、外国人患者が集中している状況にあります。

一方で、上記3市以外の外国人集住市からは、「市内の病院から通訳派遣の依頼があるが対応できていない。広域で対応できる仕組みが必要」といった意見が出されています。

ヒアリングからは、下記のような事例がありました。

- ・言葉の問題で患者の意思確認が行えず、医療がスムーズに進まない。
- ・出産までの説明、手術の必要性の説明が難しい。
- ・子どもも含め、日本語が少ししかできない外国人が病院で通訳しているケースがあり危険。

また、財団法人岐阜県国際交流センターでは、「医療通訳サポーター研修」を実施し、医療通訳者の育成に努めていますが、研修参加者からは医療通訳派遣システムの構築を望む声が上がっています。

県内の外国語対応医療機関数は、表14のとおりですが、その中で、実際に母語レベルで対応できる機関は限られます。

表14 外国語対応医療機関数（岐阜県）

対応言語	英語	中国語	ポルトガル語	韓国・朝鮮語	スペイン語	ドイツ語	フランス語
医療機関数	1,184	213	201	138	43	39	20

対応言語	タガログ語	イタリア語	インドネシア語	タイ語	ロシア語	ベトナム語
医療機関数	18	13	12	9	9	8

(注) 平成24年3月1日検索結果

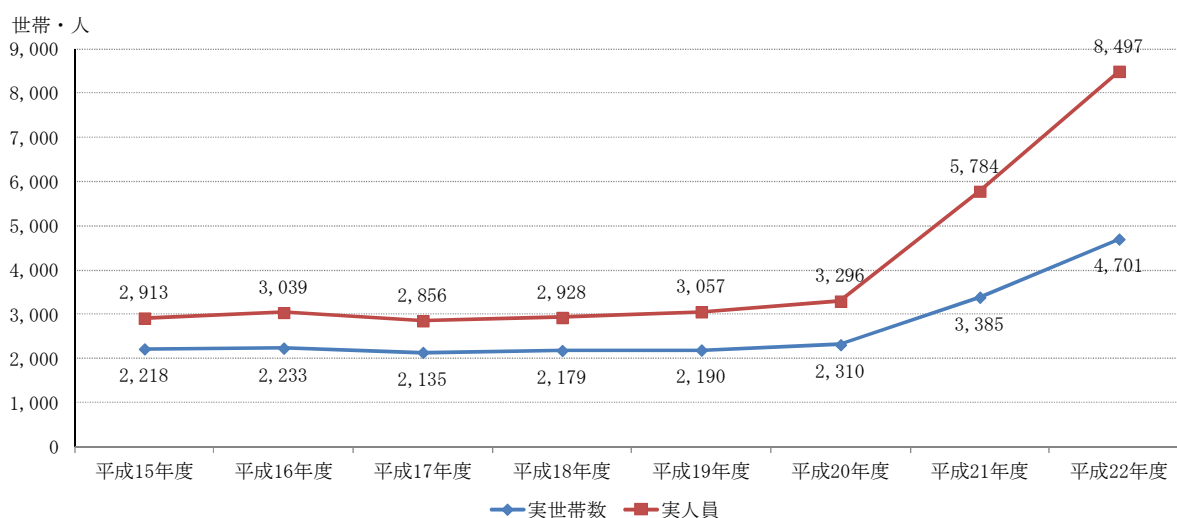
(出典)「ぎふ医療施設ポータル(岐阜県医療機関案内システム)」<http://www3.pref.gifu.lg.jp/pref/s11229/teikyo/>

イ 福祉

生活保護世帯の増加

平成22年度の県内の生活保護を受ける日本の国籍を有しない実世帯数（延総数²⁹）は4,701世帯（対平成18年度比115.7%増）、同実人員（同）は8,497人（同190.2%増）となっています。（図13参照）

図13 （生活保護）日本の国籍を有しない被保護実世帯数及び被保護実人員（延総数）
（岐阜県）



（出典）厚生労働省「福祉行政報告例」

社会保険の加入は一部にとどまっている

ヒアリングにおいては、「外国人労働者が健康保険になかなか入ってくれなくて、やっと未加入者は0人になった」（外国人受入企業）といった意見や、「保険未加入については以前ほど多くないと感じている」（医療機関）といった意見があり、外国人の公的健康保険加入が進んでいると思われませんが、まだ、加入は一部にとどまっています。また、外国人の公的年金の加入も一部にとどまっています。（図14及び図15参照）

社会保険未加入の理由として、社会保障制度についての理解不足、保険料の負担、母国に帰っても年金がもらえないこと³⁰などが指摘³¹されています。

²⁹ 月分報告の累計

³⁰ 社会保障協定（目的：年金の二重加入の防止及び加入期間通算）の締結状況をみると、ブラジル及び韓国は発効済み、中国は政府間交渉中、フィリピンは予備協議中等となっています。（厚生労働省「社会保障協定の概要」（「社会保障協定について」及び「社会保障協定の締結状況」（平成24年3月1日現在）
<http://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/nenkin/nenkin/shakaihoshou-gaiyou.html>）によります。）

公的健康保険や公的年金の未加入は、将来に対する潜在的な不安材料であり、外国人の高齢化への対応が必要です。

図14 日系人労働者の健康保険の加入状況（全国）

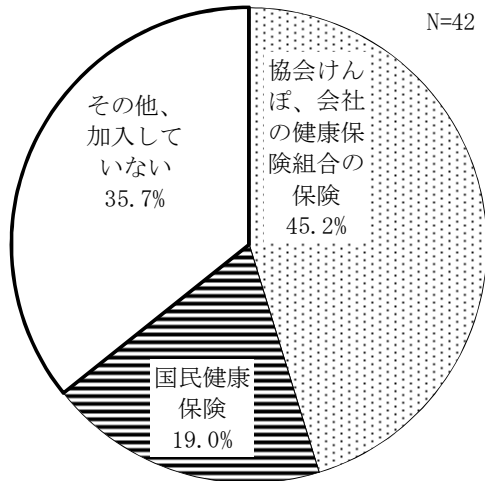
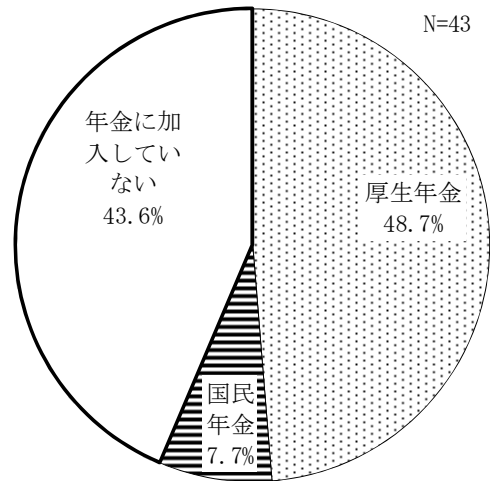


図15 日系人労働者の公的年金の加入状況（全国）



（出典）独立行政法人労働政策研究・研修機構「世界同時不況後の産業と人材の活用に関する調査・外国人労働者の働き方に関する調査」（平成23年3月）

31 ヒアリング及び美濃加茂市議会多文化共生・少子化対策特別委員会、美濃加茂市多文化共生室「美濃加茂市在住外国人緊急実態調査～報告書～」(平成21年3月)によります。

ウ 防災

防災情報の多言語化等の取組が実施されている

県内では、防災情報の多言語化、災害時語学ボランティアの育成、外国人学校等への地震体験車派遣事業、防災啓発事業など、防災に関する取組が実施されています。

【取組の例】

○岐阜県（財団法人岐阜県国際交流センターを含む）

・防災情報の多言語化

防災ガイドブック、東日本大震災に関する情報、浸水位表示板の多言語化

・災害時語学ボランティアの育成

外国人集住地域自治体と協力し、災害時の多言語支援センターの設置・運営の研修を実施。また、併せて外国人のための避難所体験を実施

・災害時における大学等高等教育機関による通訳ボランティアの派遣体制の整備

県と県内大学等高等教育機関との間で締結した災害時連携協定により、今後発生する災害において、県からの情報提供により、大学から避難所等に通訳ボランティアを派遣する体制を整備

・外国人学校等への地震体験車派遣事業

各圏域のリレーキャンペーンを活用し、地震体験車を県内外国人学校などに派遣

・防災訓練を実施する自治会に対する支援

自治会が主催する防災訓練に係る翻訳や通訳の支援、防災講話（通訳付き）の実施、地震体験車の派遣手配

○県内市

・多言語による地震防災マップの作成

・多言語による防災メールの配信

・防災啓発事業（外国人を対象とした防災意識啓発・知識習得事業）

○県内企業

・通訳付きの防災訓練の実施

なお、外国人には、自治会に入っていないため、防災訓練があっても知らない人がいることが指摘されています。

今後は、外国人の自治会への加入を促進するとともに、多様なメディアの活用による多言語防災情報（やさしい日本語を含む）の提供及び地域で実施される防災訓練の参加促進により、災害時に外国人が自ら避難行動がとれるようにする必要があります。

エ 居住

持ち家等に住む世帯の増加、給与住宅等に住む世帯の減少

平成22年の県内の外国人世帯数を住居の種類・住宅の所有の関係別で見ると、平成17年と比べ増加したのは、「持ち家」（1,240世帯増）、「公営の借家」（187世帯増）及び「民営の借家」（451世帯増）であり、減少したのは、「都市再生機構・公社の借家」（63世帯減）、「給与住宅」（659世帯減）、「間借り」（558世帯減）及び「住宅以外」（255世帯減）となっています。（表15参照）

県においては、県営住宅に関する相談について、在住外国人行政相談員³²が対応しています。また、県、地元自治体及び不動産業界が連携して、外国人の民間賃貸住宅への円滑な入居を支援する「あんしん賃貸支援事業（モデル事業）」を可児市で実施しています。

表15 住居の種類・住宅の所有の関係別外国人世帯数（岐阜県）

単位：世帯及び%

		総数		住宅に住む一般世帯							住宅以外 3)に住む 一般世帯
		総数	総数	主世帯						間借り	
				持ち家	公営の借家	都市再生機構 1)・公社 の借家	民営の借家	給与住宅 2)			
外国人のいる 一般世帯数	平成12年	15,518	13,006	11,134	2,440	582	262	5,934	1,916	1,872	2,512
	平成17年	23,252	17,674	15,762	3,156	797	532	9,040	2,237	1,912	5,578
	平成22年	23,595	18,272	16,918	4,396	984	469	9,491	1,578	1,354	5,323
構成比	平成12年	100.0	83.8	71.7	15.7	3.8	1.7	38.2	12.3	12.1	16.2
	平成17年	100.0	76.0	67.8	13.6	3.4	2.3	38.9	9.6	8.2	24.0
	平成22年	100.0	77.4	71.7	18.6	4.2	2.0	40.2	6.7	5.7	22.6

1)平成12年の表章は「公団」、平成17年の表章は「都市機構」

2)勤務先の会社・官公庁・団体などの所有又は管理する住宅に、職務の都合上又は給与の一部として居住している場合

※ 家賃の支払の有無を問わず、また、勤務先の会社又は雇主が借りている一般の住宅に住んでいる場合も含まれます。

3)寄宿舎・寮など生計を共にしない単身者の集まりを居住させるための建物や、病院・学校・旅館・会社・工場・事務所などの居住用でない建物。なお、仮小屋など臨時応急的に造られた住居などもこれに含まれます。

(注) 各年10月1日現在 (出典) 総務省「国勢調査」

平成12年及び平成17年の数字は、表16とは異なり、遡及集計結果ではありません。

なお、平成22年の県内の外国人世帯数を外国人のいる世帯の類型別で見ると、平成17年と比べ、「単独世帯」が減少し、「単独世帯」以外の世帯（「親族のみの世帯」及び「非親族を含む世帯」）が増加しています。また、「核家族世帯」全体が増加するとともに、うち「夫婦のみの世帯」が減少、すなわち「核家族世帯」のうち子どもを含む世帯が増加しています。

(表16参照)

³² 県が設置する、外国人に対し母語で対応する相談員

表 1 6 外国人のいる世帯の類型別外国人世帯数（岐阜県）

単位：世帯及び%

		総数 1)	親族のみの世帯 2)				非親族を含む世帯 4)	単独世帯 5)
			総数	核家族世帯 3)	核家族以外の世帯			
					うち夫婦のみの世帯			
外国人のいる一般世帯数 6)7)	平成12年	15,519	7,509	6,127	2,106	1,382	270	7,740
	平成17年	23,252	9,911	7,929	2,860	1,982	357	12,984
	平成22年	23,595	10,441	8,456	2,724	1,985	700	12,436
構成比	平成12年	100.0	48.4	39.5	13.6	8.9	1.7	49.9
	平成17年	100.0	42.6	34.1	12.3	8.5	1.5	55.8
	平成22年	100.0	44.3	35.8	11.5	8.4	3.0	52.7

1)平成22年は、世帯の家族類型「不詳」を含みます。

2)二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にある世帯員のみからなる世帯

3)「夫婦のみの世帯」、「夫婦と子どもから成る世帯」、「男親と子どもから成る世帯」及び「女親と子どもから成る世帯」

4)二人以上の世帯員から成る世帯のうち、世帯主と親族関係にない人がいる世帯

5)世帯人員が一人の世帯

6)日本人・外国人の別「不詳」を含みます。

7)世帯主の国籍の日本人・外国人の別「不詳」を含みます。

(注) 各年10月1日現在

平成12年及び平成17年の数字は、平成22年調査の分類区分による遡及集計結果です。

平成12年の数字は、平成17年2月13日に中津川市へ編入した旧長野県木曾郡山口村の分(1世帯(単独世帯))を含みます。

(出典) 総務省「国勢調査」

オ 生活安全

外国人に対する防犯指導及び交通安全指導等の取組が実施されている

県内では、外国人に対する防犯指導や交通安全指導等の取組が実施されています。

【取組の例】

- ・外国人世帯に対する防犯指導

- ・防犯講習会の開催

日本での習慣、モラル、犯罪被害防止対策などを内容とした5か国語対応の研修用DVDと小冊子（ポルトガル語、中国語、タガログ語、スペイン語、英語版）を活用

加茂警察署における、美濃加茂市等の設置する定住外国人自立支援センターと連携した、ポルトガル語の安全・安心メールの配信や相談窓口の設置

- ・外国人交通安全教育指導員の配置

- ・外国人に対する交通安全教育の実施

外国人交通安全教育指導員によるブラジル人学校等での交通安全講習会の実施、中国人及びフィリピン人等を対象とした交通安全教育、外国免許切替者等に対する交通安全指導等

- ・外国人向け交通安全テキストの作成

4言語（ポルトガル語、中国語、英語、日本語）で作成し、岐阜県庁ホームページで提供

- ・運転免許試験問題の多言語化

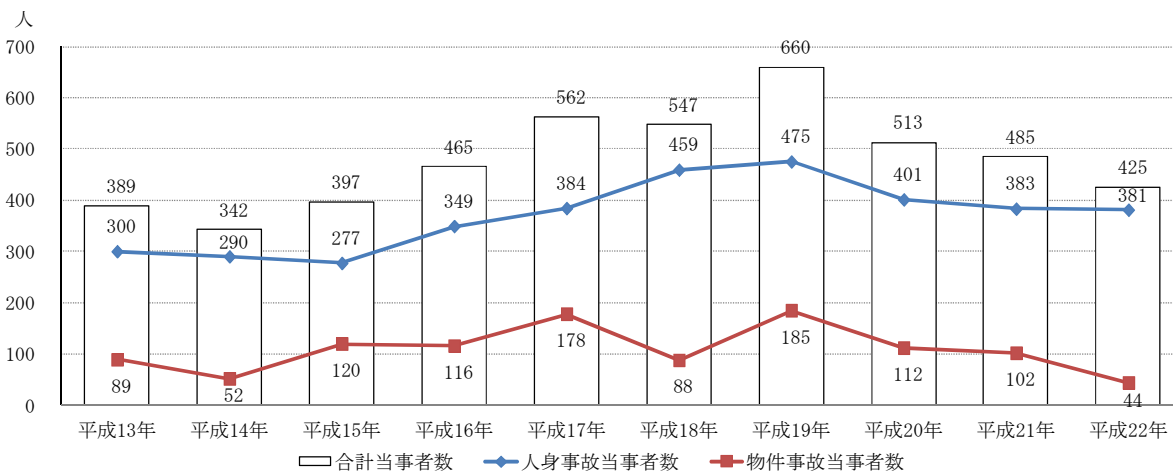
一般試験のうち学科試験は、英語、日本語で実施し、外国免許から日本の免許への切替手続のうち知識確認については、ポルトガル語、中国語、スペイン語、英語、ペルシャ語、ロシア語、タイ語、タガログ語（8か国語）でも実施

岐阜県警察ホームページにおいて「外国免許切替手続き」に関する情報を英語、中国語、タガログ語、ポルトガル語で提供

(参考)

平成22年の県内の外国人の関係する交通事故の当事者数は425人（対平成18年比22.3%減）、うち人身事故当事者数は381人（同17.0%減）、物件事故当事者数は44人（同50.0%減）となっています。（図16参照）

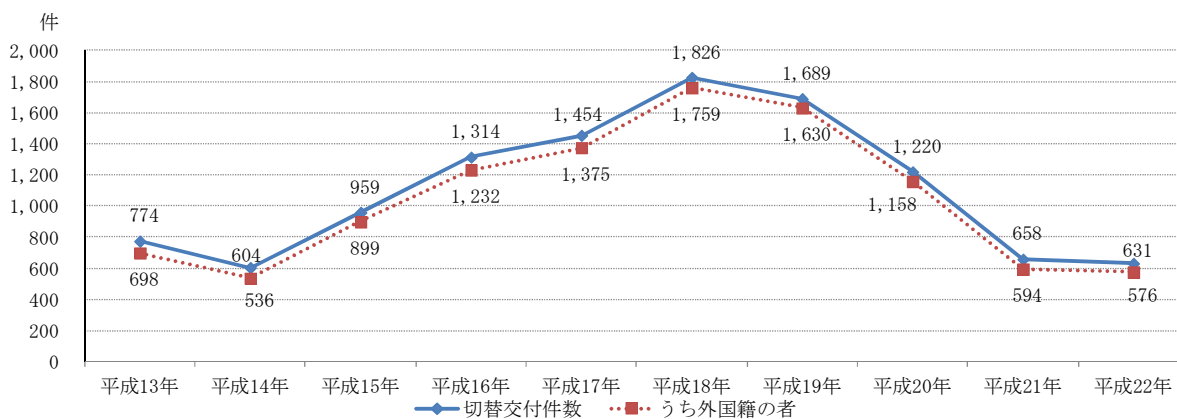
図16 外国人の関係する交通事故の当事者数（岐阜県）



（出典）岐阜県警察本部「ぎふ交通統計」。ただし、平成22年の「物件事故当事者数」は、財団法人岐阜県交通安全協会「ぎふ交通情勢」によります。

平成22年の県内の外国運転免許証から国内運転免許証への切替交付件数は631件（対平成18年比65.4%減）、うち外国籍の者の切替交付件数は576件（同67.3%減）となっています。（図17参照）

図17 外国運転免許証から国内運転免許証への切替交付件数（岐阜県）

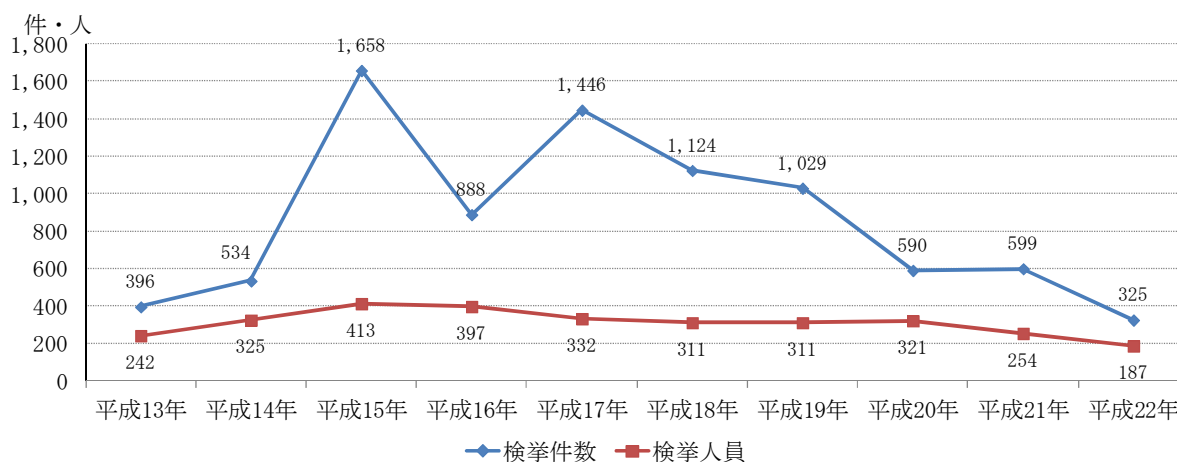


（注）平成21年及び平成22年の「うち外国籍の者」は、「切替交付件数」から「うち日本国籍の者」を控除した件数です。

（出典）岐阜県警察本部「運転免許統計」

平成22年の県内の来日外国人³³犯罪の検挙件数は325件（対平成18年比71.1%減）、同検挙人員は187人（同39.9%減）となっています。（図18参照）

図18 来日外国人犯罪の検挙件数及び検挙人員（岐阜県）



（出典）岐阜県警察本部「犯罪要覧」

³³ 我が国に存在する外国人のうち、いわゆる定着居住者（永住者、永住者の配偶者等及び特別永住者）、在日米軍関係者及び在留資格不明者を除いた外国人をいいます。

(5) 多文化共生の地域づくり

行政情報を外国人に伝える仕組み及び外国人の意見等を行政に伝える仕組みを作っている

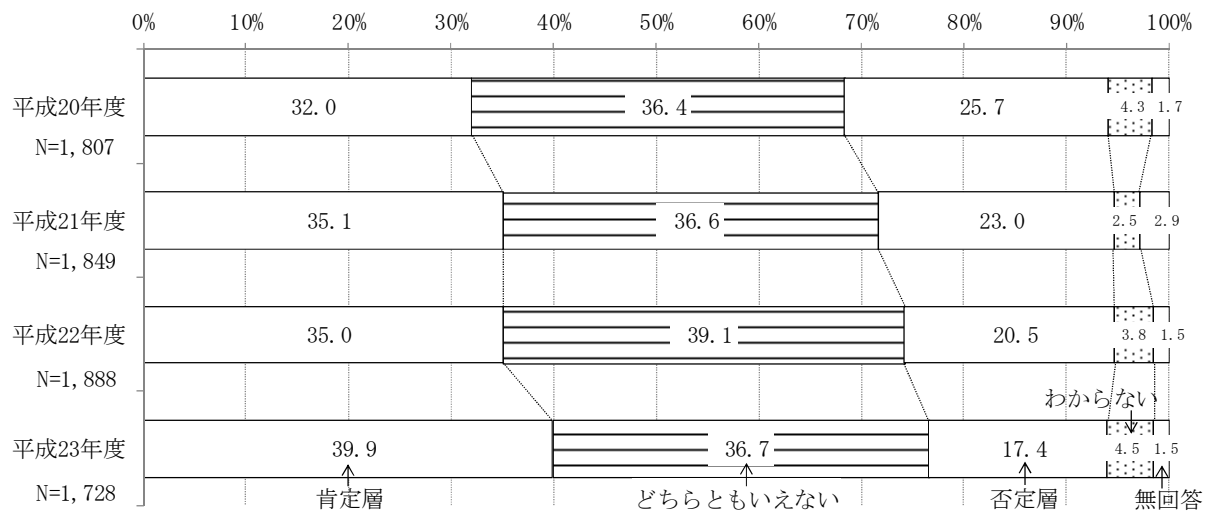
県では、岐阜県多文化共生推進員を平成21年度から設置しています。岐阜県多文化共生推進員は、外国人からの意見・要望を収集し、それを行政に伝えたり、逆に行政情報を外国人に伝えるなどの役割を担っています。岐阜県多文化共生推進員は、年々委嘱者を増やし、平成23年度においては、25名となっています。

また、県では、岐阜県外国籍県民会議を平成19年度から開催しています。岐阜県外国籍県民会議は、外国人の意見を施策に反映させるため、開催しているものです。平成23年度においては、同会議委員は18名（7か国³⁴）となっています。

(参考)

在住外国人と共生する社会の実現についての県民の意識について、「肯定層」の割合は上昇傾向、「否定層」の割合は低下傾向にあります。(図19参照)

図19 在住外国人と共生する社会の実現についての県民の意識（岐阜県）



(注) 肯定層：「よいことだと思う」＋「どちらかといえばよいことだと思う」

否定層：「あまりよいことだと思わない」＋「よいことだと思わない」

(出典) 岐阜県「県政世論調査」

³⁴ 外国にルーツを持つ日本国籍の方を含みます。

(6) まとめ

多文化共生推進施策を進めた結果、状況が改善したものがある一方、今後もさらなる対応が必要なものがあります。

○改善したもの

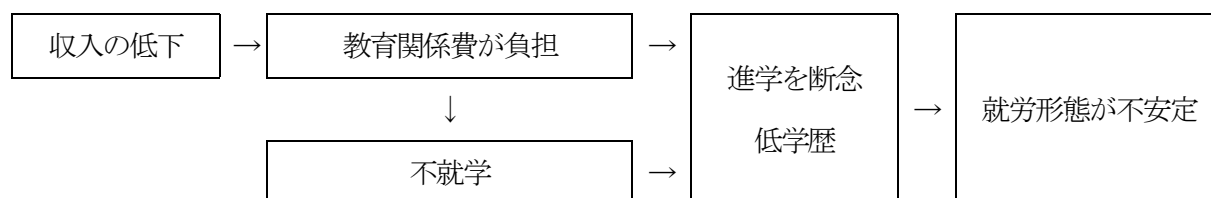
- ・行政・生活情報の多言語化の進展
- ・ボランティア等による外国人向け日本語教室を開催している団体の増加
- ・行政情報を外国人に伝える仕組み及び外国人の意見等を行政に伝える仕組み作り

○今後もさらなる対応が必要なもの

- ・小中学校の外国人児童生徒の増加及び高等学校進学希望者への対応
- ・不安定な雇用形態の外国人労働者並びに職業能力及び日本語能力が不十分な外国人労働者への対応
- ・医療通訳を配置している医療機関が限られている現状への対応
- ・災害時に外国人が自ら避難行動がとれるようにするための対応

上記への対応を考えていく上で、まず、考慮しなければならないことは、外国人を取り巻く厳しい経済環境です。

例えば、仕事の減少による収入の低下は、教育関係費が負担となり、子どもの不就学や進学の断念、低学歴につながることも考えられます。その結果、その子どもが大人になったときに、就労形態が不安定になることも考えられます。



このように、家庭の経済状況の悪化は、世代間の負の連鎖をもたらすものであり、この連鎖を繰り返さないことが必要です。

また、日本での生活が長期化することにより、医療、防災といった生命、財産に関わる分野についても、行政として取り組む必要があります。

4 課題

外国人の定住化が進んでいることに伴い、自立した生活が送れるようにするため、教育、労働及び生活の分野において重点的に対応することが必要です。

(1) 教育

外国人児童生徒が学校の授業を理解し、確実な学力を身に付けることにより、進学が可能となり、その結果、仕事に就くことができるようにするなど、自立するための支援が必要となっています。

○児童生徒の国籍（母語）構成の変化への対応

- ・母語が理解できる学習支援スタッフの登録者リストの整備が必要となっています。
- ・タガログ語で対応できる外国人児童生徒適応指導員の配置が必要となっています。
- ・外国人児童生徒の保護者に対し、日本の教育制度、学校の教育方針等についての情報の分かりやすい方法による提供が必要となっています。

○高等学校進学希望者への対応

- ・外国人中学校生徒に対する学校外も含めた学習支援が必要となっています。
- ・義務教育の就学年齢を超えた外国人の子どもに対する学習支援が必要となっています。
- ・高等学校への進学に関する外国人向けの情報提供の充実が必要となっています。
- ・高等学校入学者選抜制度の検討及び外国人生徒のニーズに対応した高等学校の受入体制の充実が必要となっています。

(2) 労働

外国人が長期に日本で生活するためには、安定した収入を得て、自分や家族を支えることができるようにする必要があります。

○安定した就業状況の確保とその支援

- ・職業能力及び日本語能力の開発支援が必要となっています。
- ・外国人と企業とのマッチングの充実が必要となっています。

(3) 生活

○生命や財産等、生活上の重要な課題（医療、防災等）への対応

外国人が長期に日本で生活するためのセーフティネットとして、生活上の重要な課題（医療、防災等）に対する不安の軽減に行政として取り組んでいく必要があります。

情報が日本語のみで提供が行われているため、外国人にとって理解が難しい情報はまだありますが、あらゆる言語で情報提供を行うことは困難です。また、緊急時に必ずしも多言語で情報提供ができるとは限りません。

医療通訳の派遣等、安心して医療を受けることができる体制を整備するとともに、多言語防災情報（やさしい日本語を含む）の提供により、災害時に外国人が自ら避難行動がとれるようにする必要があります。

5 目標及び今後の方向性

現状及び課題を踏まえた、目標及び今後の方向性は、次のとおりです。

(1) 目標

県内の在住外国人を、地域社会を構成する「外国籍の県民」として認識し、「県民が互いの文化や考え方を尊重するとともに、安心して快適に暮らすことのできる地域社会（多文化共生社会）」の実現

(2) 今後の方向性

自立のための支援～世代間の負の連鎖を繰り返さないために～

「将来の見える生活」（若年者）

外国人児童生徒等が学力を身に付けることにより、進学や就職ができるようになります。

「自分で解決できる生活」（社会人）

安定した収入を得ることにより、自分や家庭を支えることができる生活（自立した生活）ができるようになります。

「地域で安心して暮らせる生活」

生活上の重要な課題（医療、防災等）への支援により、地域で安心して暮らせるようになります。

「外国人が参画しやすい地域づくり」

外国人が参画しやすい地域づくりを進めるため、日本人側の意識も高めます。

6 今後の施策

現在の取組及び今後の施策の方向性は、次のとおりです。

(1) コミュニケーション

日本語を十分に理解できない外国人に対して、地域生活で必要となる情報を母語及びやさしい日本語で提供していく一方、外国人が日本人とともに生活していくための、日本語でのコミュニケーション能力を高めるため、必要な取組を行います。

ア 地域における情報の多言語化

現在の取組

- ①県内多言語情報の集約とホームページでの提供(国際課・財団法人岐阜県国際交流センター)
- ②生活ガイドブックの活用(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ③外国人向け自動車税のあらましの紹介(税務課)
- ④情報誌「世界はひとつ」の発行(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ⑤CATVの活用による多文化共生情報等提供事業(情報産業課)
- ⑥在住外国人行政相談員の設置(国際課・財団法人岐阜県国際交流センター)
- ⑦国際交流センターにおける相談窓口の設置(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ⑧相談員のためのスキルアップ研修実施(国際課)

今後の施策の方向性

多様な言語、多様なメディアによる行政・生活情報の提供及びやさしい日本語による情報提供を行います。

外国人のための相談窓口を設置します。

イ 日本語学習

現在の取組

- ①日本語教室の開催支援(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ②日本語指導ボランティアの育成(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ③日本語指導ボランティアのネットワーク化(財団法人岐阜県国際交流センター)
- ④外国人看護師候補者に対する支援(医療整備課)
- ⑤外国人介護福祉士候補者に対する支援(高齢福祉課)

今後の施策の方向性

日本語教室の開催支援を行います。

(2) 教育

外国人児童生徒等に係る日本語指導及び適応指導、受入体制の整備、進学及び就職に向けた支援並びに学校外における学習支援等の取組を行います。

現在の取組

- ①公立小中学校における外国人児童生徒支援加配教員の配置（教職員課）
- ②県立高等学校における外国人生徒支援加配教員の配置（教職員課）
- ③外国人対応日本語指導非常勤講師の設置（教職員課）
- ④ポルトガル語を話せる外国人児童生徒適応指導員の配置（学校支援課）
- ⑤県立高等学校・特別支援学校における外国人児童生徒適応指導員の配置（学校支援課）
- ⑥「プレクラス」や日本語指導教室等の研究（教育総務課）
- ⑦外国人児童生徒教育連絡協議会の開催（学校支援課）
- ⑧多文化共生に関する教員研修講座の実施（教育研修課）
- ⑨外国人生徒への母語による進路情報の提供（学校支援課）
- ⑩進学ガイダンスの開催（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ⑪高校入試における「外国人特別枠」の実施及び検討（教育総務課）
- ⑫外国人児童サポーター養成講座の開催（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ⑬JETプログラムの国際交流員（CIR）の活用（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ⑭外国人学校に対する私立専修学校等教育振興費補助金の交付（人づくり文化課）
- ⑮ブラジル人子弟の交流支援（人づくり文化課）

今後の施策の方向性

公立学校における日本語指導等を充実します。

高等学校進学希望者への指導及び受入体制の充実を図ります。

高等学校卒業後の進学及び就職のための支援の充実を図ります。

外国人等青少年支援者連絡会議を設置し、外国人の子どもの進学支援について検討します。

(3) 労働

外国人労働者の安定雇用及び適正就労に向けた取組を行います。

現在の取組

- ①在住外国人のための就労支援研修の実施（労働雇用課）
- ②「パーソナル・サポート・センター」における通訳の配置（労働雇用課）
- ③外国人の雇用に関するセミナーの開催（国際課）
- ④外国人労働者等受入企業連携推進会議の開催（国際課）

今後の施策の方向性

就労支援を充実します。（職業訓練及び外国人と企業とのマッチングの実施等）
外国人等青少年支援者連絡会議を設置し、外国人の子どもの就労支援について検討
します。
企業・経済界に対する法令遵守の働きかけを行います。

(4) 生活

外国人が地域において安心して生活を送ることができるよう、生活環境を整備し、定
住化に伴う生活上の様々な課題に関して、総合的な支援を行います。

ア 医療・保健

現在の取組

- ①医療通訳の派遣システム構築の検討（国際課）
- ②医療通訳ボランティアの育成（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ③医療機能情報公表事業（医療整備課・薬務水道課）
- ④日本の生活習慣を学ぶ講習会の実施（国際課）

今後の施策の方向性

医療通訳の派遣等、安心して医療機関を利用できる体制の整備を行います。

イ 防災

現在の取組

- ①浸水位表示板の多言語化（河川課）
- ②災害時語学ボランティアの育成（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ③災害時における大学等高等教育機関による通訳ボランティアの派遣体制の整備（人づくり文化課）
- ④外国人学校等への地震体験車派遣事業（危機管理課）
- ⑤防災訓練を実施する自治会に対する支援（国際課）

今後の施策の方向性

防災情報の多言語化（やさしい日本語を含む）等、防災対策を充実します。

ウ 居住

現在の取組

- ①あんしん賃貸支援事業（モデル事業）」の実施（公共建築住宅課）

今後の施策の方向性

在住外国人行政相談員等による県営住宅への入居支援を行います。

あんしん賃貸支援事業等による民間賃貸住宅への入居支援を行います。

エ 生活安全

現在の取組

- ①外国人世帯に対する防犯指導（警察本部）
- ②防犯講習会の開催（警察本部）
- ③外国人交通安全教育指導員の配置（警察本部）
- ④外国人に対する交通安全教育の実施（警察本部）
- ⑤外国人向け交通安全テキストの活用（環境生活政策課）
- ⑥運転免許試験問題の多言語化（警察本部）
- ⑦外国人の願届に対する対応（警察本部）
- ⑧国際捜査官の養成（警察本部）
- ⑨民間通訳人の活用（警察本部）
- ⑩外国人犯罪人引き渡し条約締結に関する国への働きかけ（国際課）

今後の施策の方向性

防犯指導や交通安全指導等、生活安全に関する取組を行います。

(5) 多文化共生の地域づくり

多文化共生の地域づくりに関する意識啓発を外国人・日本人双方に対して行うことにより、外国人自身の取組の促進や、外国人が参画しやすい地域づくり、外国人の意見を反映させる仕組づくりを行います。

ア 地域社会に対する意識啓発

現在の取組

- ①多文化共生推進員の設置（国際課）
- ②市町村・市町村国際交流協会連絡会議等の開催（国際課）

今後の施策の方向性

多文化共生推進員や市町村・市町村国際交流協会と連携して、地域住民等に対する意識啓発を行います。

イ 外国人の自立と社会参画

現在の取組

- ①外国籍県民会議の開催（国際課）
- ②在住外国人の自立支援（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ③在住外国人の雇用確保・安定のための職域開発と生活支援（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ④多文化共生地域づくりのための研修会の実施（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ⑤国際交流センターによる助成の重点化（財団法人岐阜県国際交流センター）
- ⑥多文化共生を目指したブラジル野菜づくり（農業経営課）
- ⑦南米系定住外国人のためのまちなか生活支援拠点の運営（商業流通課）

今後の施策の方向性

外国籍県民会議委員や外国人コミュニティリーダー等の外国人のキーパーソンと連携して、外国人の自立と社会参画を促進します。

7 施策の推進体制

外国人は減少する一方で、定住化が進行するなど、平成19年2月の基本方針策定時からみると、多文化共生をめぐる状況は大きく変化しました。今後外国人が自立した生活を送れるようにするための対応が必要です。

そのためには、県、市町村、岐阜県国際交流センター、市町村国際交流協会、民間団体（NPO等）、企業、県民がそれぞれ果たすべき役割を再認識し、連携・協働して取り組んでいく体制が必要です。また、それぞれの役割分担のもと関係機関が相互に情報交換等を行いながら一体となって推進していくことが重要です。

＜県＞～市町村の境界を越えた広域にわたる課題への対応～

県は、市町村の境界を越えた広域にわたる課題への対応や市町村・市町村国際交流協会との連絡調整を行う役割を持ちます。また、市町村、国、民間団体（NPO等）、企業、県民が、岐阜県における多文化共生社会を実現するという同じ目的を持って取組を進められるよう、相互に連携できるような体制を整え、県全体として多文化共生社会を実現できるように的確な支援を行う役割を持ちます。なお、同じ多文化共生社会の実現という課題を抱える近隣県等と連携し、国への働きかけを行うなどの取組を行うことも必要です。

＜市町村＞～地域の実情を勘案し、外国人を直接支援～

市町村は、外国人にとって最も身近な行政の窓口であり、福祉、教育などの外国人の生活の基盤を整える役割を持ちます。また、地域社会において外国人が日本人と共によりよい暮らしができるよう、地域コミュニティ単位での取組を支援することも必要です。

＜岐阜県国際交流センター・市町村国際交流協会＞

～行政と民間団体（NPO等）との橋渡し～

市町村国際交流協会は、地域の日本語教室の開催、外国人に関する情報収集や発信の他、通訳者・翻訳人材の発掘など、行政と民間団体（NPO等）との橋渡しの役割を担います。また、岐阜県国際交流センターにあつては、市町村国際交流協会やNPO等の活動を支援していくとともに、行政とNPO等との連携の仕組みづくりやモデル事業の広域にわたる普及などの役割を担っていきます。

<民間団体（NPO等）>～行政の手の行き届かない分野での支援～

民間団体（NPO等）は、外国人の抱える課題に対して、行政の手の行き届かない分野での支援を行い、地域においても外国人と日本人との間をつなぐ役割を果たすという役割を持ちます。また、民間団体の働きかけにより、外国人の地域社会に対する意識改革を促すことも期待できます。

<企業>～外国人雇用企業としての責任の履行～

企業は、外国人労働力を活用している立場から、また、地域社会における責任を果たすという観点からも外国人労働者の労働環境の改善、その家族の生活や子どもの教育に関する支援を行政等とともに行う役割を持ちます。

また、厚生労働省「外国人労働者の雇用・労働条件に関する指針」について考慮するとともに、東海三県一市（岐阜県、愛知県、三重県及び名古屋市）が策定した「外国人労働者の適正雇用と日本社会への適応を促進するための憲章」（平成20年1月21日）を尊重することが、期待されます。

<県民（外国人及び日本人）>～相互理解のための努力～

地域においては、ゴミ出し、清掃活動、地域防災組織づくりなど、外国人も日本人も共に取り組まなければならない事柄がたくさんあります。そのためには、地域において、外国人と日本人が、相手とのコミュニケーションや交流を通じて、お互いのことを知る（理解）することが大切です。さらに、外国人も地域社会の一員として暮らすための心構えを持ち、自治会等、地域社会の活動に積極的に参画する必要があります。

自立支援のための連携

